

第 10 日目（9 月 12 日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 25 名であります。これから本日の会議を開きます。  
なお、佐藤剛君から午前中欠席、病院事業管理者から欠席の届け出が出ておりますので、ご報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 ここで教育長及び総務部長から発言を求められておりますので、順次これを許します。最初に教育長。

○教育長 皆さんおはようございます。ここで残念ながら事故の報告を 1 件させていただきます。件名につきましては、新図書館建設工事現場における落下物による事故状況報告についてです。まずもってこのたびの図書館建設工事現場における落下物事故の被害を受けられた方には大変申しわけなく、今後二度とこのようなことが起きないように注意を徹底してまいります。

状況についてご説明いたします。9 月 11 日、昨日です。午後 1 時 45 分ころ、塩沢地域居住の 60 歳の男性が、ラ・ラ東口の出入口において工事使用材料の落下により、頭部に全治 1 週間のけがを負ったものです。この落下物は外壁のルーバーを取りつけるための長さ約 46 センチのアンクルでありまして、ルーバーの設置を終了し塗装補修に移る段階で、外壁ネットの取り付け作業中に発生いたしました。原因については現在調査中ですが、アンクルが外れたものではなく、施工中に置き忘れたものと考えられ、極めて初歩的な注意不足による事故であると考えられます。

現在は事故の発生原因と今後の再発防止の検証・検討を行っております。この結果が出るまでは工事は現在中断しております。今回、通行中の市民の方にけがを負わせてしまい、まことに申しわけなくおわびを申し上げますとともに、一日も早くけがが回復するように願っております。また、二度とこのような事故を起こさないための徹底的な事故防止対策を講じてまいる所存でございます。今回は大変申しわけございませんでした。以上で報告を終わります。

○議 長 次に総務部長。

○総務部長 おはようございます。続けて大変貴重なお時間を拝借する次第でございます、恐縮でございます。本日、議席のほうへ議案の差しかえ分ということで丸正を配付させていただいております。ご覧いただきたいと思っております。今定例会、9 月 3 日の初日に議案等資料の誤り等の訂正、それから差しかえをお願いしたところでございますが、お手元に配付いたしました第 81 号議案の訂正について先般漏れがございましたので、このたび差しかえをお願いするものでございます。訂正理由は記載のとおりでございます、補正予定額自体に変更等があるものではないのですが、予算の定めに従って重複して給与についての議決を得る形が、給与法の施行令に定められております。その部分の記載漏れがございましたので、このたび差しかえをお願いするものでございます。

昨日の一般質問でこのたびの任期をもって退職される議員の皆様から、激励やらをいただいたところ、早々でまことに面目もなく、申しわけない次第でございますが、どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 教育長にお伺いたしますが、昨日の事故でありますけれども、発注者としてのこの事故の重さをどの程度にお考えかということと、もう 1 点は調査中でありますけれども、施工業者に対する指導は今後どのようにお考えか。そこをお伺いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 受注者については重く受け止めて、きのうの夕方からきょうにかけて代表者が 3 者集まりまして、まずもって被害者におわびと、それから発注者の我々にも報告に来ました。きょう、私と部長と課長とで朝、現場検証をしまいいりまして、対策を講じておりましたので、その内容を確認させていただきました。

具体的に言いますと、東口の今、入り口に使っている部分の開口部、足場の下に二重に床を張りまして、その下にネットを張って対応しております。さらに対策ができた時点で担当者が確認し、再開についての打ち合わせをしまいいりたいと思っております。深く責任を感じて、受注者、発注者とも対応をしまいいりたいと思っております。以上です。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の教育長にもう 1 回確認したいのですが、二重の足場を組んで、ネットを張ると。本来ネットが張ってあったのか、なかったのか、そこが問題と私——ネットが張ってあれば、要するに通路ですから、開口部にネットが張ってあるべきだったということなのか。その対処だけ説明するような話に聞こえるのですけれども、やはり原因としては、ネットは張っていなかった。だから忘れたものが落ちたと。こういう話ですね。

○議 長 教育長。

○教 育 長 外部足場には通常で言われますネットは張ってありました。ただ、水平の部分についてはアンチスリップという足場台で、そこを二重にするということはほとんどないわけですが、今回はその水平の部分についてもアンチスリップの下にコンパネを張りまして、その下にネットを張るように指示しておきました。水平の部分にはネットを張ってありましたが、面的な部分には張ってありましたが、アンチスリップの下には張らないで施工してありました。あ、すみません。アンチスリップの下にも開口部の部分だけは張って施工してありました。それをさらに嚴重に今手直ししているという状況です。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 対処する、したというのはいいのです。それはわかります。皆さんが不特定多数の方が通る通路、要するに東口がメインの入り口ですね。そこに何が落ちてきても大丈夫なように。外のネットと言っているのではないのです。その開口部、要するに通路ですね。通路の防御がしていなかったということを報告してもらえば、そうすると責任がどうだという話が——それは最終的には基準局だと思いますけれども、自分たち、発注者として報告するの

であったならば、通路の防護が不足だったということかどうかということを知っているわけ  
あります。

それで、責任という部分でもう1点です。責任という部分で、図書館の都合で全部塗装なり  
そういう形をするということですが、要するに責任は全部また市ということで議決され  
てあるという話です。私は常々申し上げておりましたように、やはり応分の責任、あるいは負  
担でやるべきではないかというあたりからしてみると、こういった事故が起きるとそういう問  
題が全部市の問題だと。実際は区分以外のところで起きた仕事ですよ。ですから、こうい  
うことが起きたときには、1週間のけがでそう問題なく終わったとすればいいのですけれど  
も、もし重大な問題であったとするならば、もっともっと大変なことが起きるのかなとい  
う感じがしましたので、十分気をつけていただきたいと思います。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 本日、請負業者から私のほうにおわびと報告にまいりました。状況を聞きま  
したら、今言ったようにネットは全部張ってあるのです。ところがその張っていたネット、ビ  
ニールシート、この中にルーバーの置き忘れがあったということです。たるんでいたわけ  
です。それを塗装業者がちょっと邪魔になるということで、片方のネットの部分を外したら、そ  
の中に入っていたルーバーが滑って落ちた。ですから、これは市に責任があるとかという問題  
では全くなくてですね、まさに受注業者の点検のし忘れ。

しかも、きょうも業者の方が言っていましたけれども、何本持ち込んで、何本使って、そし  
て余りがあるとかないとか、この確認をちょっと怠ったようでありまして、1本だけ置き忘れ  
ていた。それが、塗装業者のほうはそういうことはわからないわけですので、ネットの部分の  
片方をちょっと塗装の邪魔になるということで外した。そうしたらその重みで滑ったと、それ  
が落ちてきたということですので、まさに不注意、そのことだけあります。ですので、業界  
の皆さんにはきちんと被害者の方に丁寧におわびもして、そして今後こういうことが絶対ない  
ように、もう一度安全点検について徹底するよということだけは申し上げておきました。  
そういう状況でありました。

○議 長 本日の日程はお手元に配付いたしました議事日程（第5号）丸正のとおりと  
いたします。

○議 長 日程第1、第56号議案 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関す  
る条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市民生  
活部長。

○市民生活部長 おはようございます。それでは56号議案、延滞金の割合の見直しに伴う関  
係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は平成25年3月29日に「地方税法の一部を改正する法律等」の成立を受け、入湯  
税条例の一部を改正するとともに、関係する条例の改正を一括で行いたいものです。既に、6  
月議会において、南魚沼市税条例の一部改正報告の中で説明しました、延滞金の引き下げ内容  
と全く同じものとなっております。

改正する内容は、南魚沼市入湯税条例、南魚沼市督促手数料及び延滞金徴収条例、南魚沼市介護保険条例、南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の「延滞金の割合の特例」をそれぞれ定め、延滞金の引き下げを行うものです。

それでは、新旧対照表で説明させていただきたいと思いますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

第1条 南魚沼市入湯税条例附則8条の改正です。延滞金の割合については、本則では年14.6%、1月を経過するまでの期間については7.3%と規定されていますが、当分の間、附則8条において延滞金の割合の引き下げを行うものです。内容としましては、納期限後1か月以内等に適用している特例基準割合については、現行の「公定歩合プラス4%」を「貸出約定平均金利プラス1%」に改正します。1か月を超えた期間に適用される延滞金については、現行条例では本則の14.6%が適用されますが、改正案では「特例基準割合プラス7.3%」とするものです。

仮に現時点で適用になったと仮定した場合、現行では延滞金は最初の1か月以内につきましては4.3%となっていますが、これが3%程度となる見込みです。1か月を超える期間については、現行で14.6%となっているものが、9.3%程度に引き下げとなります。

第2条 南魚沼市督促手数料及び延滞金徴収条例です。現行では本則のみで附則での軽減がありませんでしたので、7.3%、14.6%が適用となっていますが、ほかの条例と同様の附則を加えることで、延滞金割合を引き下げるものです。

第3条は、南魚沼市介護保険条例附則第8項の改正、第4条は、南魚沼市後期高齢者医療に関する条例第4条の改正です。いずれも入湯税条例と同様の内容となっています。

議案の3ページをお願いいたします。本条例の附則としまして、第1項 施行期日については、南魚沼市税条例と同じ平成26年1月1日施行となります。第2項については、適用に関する経過措置を定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 延滞金、要するに税の滞納について非常に難儀をして納め、納めきれずに延滞してしまうという人たちにとって、何らかの形で納めようとするときに、非常にこの延滞金の加算された額というのがネックになります。

そういう点からして見て、今回若干改善したと捉えますけれども、本当に本税だけなら何とかなるかなというような方のそういった例があるかと思うのですけれども、係としてみれば実情はわかっても延滞金免除というわけにはいかないということ、にべもなく言われるわけがあります。そういう点で徴収者としてみて今少し改善できなかったかなというような感じがあるかどうか、ひとつお聞きしたいと思っています。

○議 長 税務課長。

○税務課長 延滞金の率に限らず、やはり延滞金があるからこそ、延滞金が高いからやはり納めなくてはいけないということで、非常に私たちはこの延滞金をむしろ頼りにしている面も

あります。それが 14.6%になろうが 9.3%になろうがそれは率の問題であります、延滞金の位置づけというのはそういう位置づけで行っております。

あと、苦しくて本税なら何とかなるが延滞金までは、という方につきましては、やはり徴収猶予とかいろいろな制度がありますので、そういったことで納税折衝で対応させていただいております。以上です。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 確か昔は全納すると安くなりますよ、なんて時代があったと思うのですけれども、延滞金が増算されるから、あるいはその率が大変だから納めようというのは、これはまさに脅しだなと思うのです。納税の義務というところからしてみると、そういう点ではなかなか準備ができなくて遅れるというようなことに最近なっている方が多いような話を聞くのですけれども、そうすると延滞金があって我々は徴収官として楽だなどという話は、ちょっと逆説かなというような感じが今しました。

今、猶予の話が出ましたが、市長はいつも、ないものをむしり取るようなことはしないという言い方ですが、その点が案外に皆さん知らない、周知されていないというあたりがあると思います。早急にやはり滞納整理をする中にそういった制度もありますので——今度は猶予のほうですね、そういった制度もありますので、なるべく早めにひとつやりませんか、こういう話でやっていただきたいと思いましたので、一言申し上げておきます。以上です。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 参考までにお伺いしますが、この 14.6%という延滞利息、私ども 30 何年前に仕事をしていまして、貯金の利息だけでも 8%、それ以上という時代と同じ利率のわけです。これは確か 12 番議員が本会議上で指摘したことについての今回の改正だと思うのですけれども、ほかの自治体についてはこういう何ていいますかね、延滞利率の軽減ということはやっていたのかどうか。それ辺ちょっと調べがあったら教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 こちらにつきましては冒頭でも説明させていただきましたとおり、地方税法の一部を改正する法律等が成立したしたことによりまして、私どものところでも条例のほうの改正を行うものです。全自治体で同じ取り扱いがされているものだと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 56 号議案 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理

に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 57 号議案 南魚沼市図書館条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 57 号議案について提案理由の説明を申し上げます。

新図書館の管理運営につきましては、平成 22 年 6 月、図書館整備検討委員会において、「図書館の目的を果たすためには専門職員等による長期的視野に立った運営計画・啓発活動・事業実施が重要となるため、市の直営での管理・運営が望まれる」との答申を受け、そのメリット、デメリットを検討し、直営での運営の方針決定を行い、その方針に基づく改正でございます。

それでは、第 57 号議案をお開きください。1 ページ目からご説明します。第 1 条、設置、図書館法第 10 条の規定に基づき、市民の教育と文化の発展に寄与するため、南魚沼市図書館を設置する。第 2 条、位置については、六日町 101 番地 8 です。第 3 条、図書館の管理は、教育委員会が行います。第 4 条、業務、2 ページをお開きください、第 5 条、使用の制限、第 6 条、使用の承認、第 7 条、使用承認の取り消し等については記載のとおりであります。

第 8 条、使用料については、無料でございますが、多目的室を目的外使用する場合については、南魚沼市行政財産の目的外使用条例の別表 3 の表に 1 表を加え、その額は 3 ページの附則の 2 の金額でございます。この金額については、市の他施設の金額等を基準に算出をいたしました。第 9 条、損害賠償については記載のとおりです。

第 10 条、図書館協議会については図書館法第 14 条 1 項の規定に基づき設置するもので、定数を 10 人以内とし、図書を選書から始まり、図書館の基本的な運営方針の検討等を担っていただき、市民に親しまれ、活用される図書館とするための要と考えております。

3 ページをご覧ください。附則 1 においてこの条例の施行は、平成 26 年 4 月 1 日からでございます。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この条例案でありますけれども、図書館検討委員会の答申に沿った運営をやりたいという流れであります。しかしながら、市長はこの図書館については、指定管理になじまないということもたびたびおっしゃっておりますけれども、私はそうではないだろうと思っておりますが、その部分を 1 点確認をしておきたいなと思っております。

もう 1 点は多目的室の目的外使用でありますけれども、この図書館については、六日町駅前の商店街の活性化の一大誘因となるであろうというそういう責務を負っているわけですので、非常に当然こういう条項を入れなければならない部分でありましょう。けれども、そういうのであるならば、私は 6 月議会でも申しましたけれども、やはり直営ではなくて、民間の

発想でやるべきの指定管理、あるいは民間委託、これが当然だろうと思っておりますけれども、この2点についてお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 市長。たびたび申し上げておりますけれども、この図書館という部分が、ご承知のように図書館に入館する方から入館料とかをいただかないわけでありまして。そういう形を持っているのに、指定管理者というのは、私はなじまない。幾ら努力をしても、収入が上がるという部分がないわけでありまして、それはやはりそうだと。それからもう1つは、やはり市の教育的な部分の根幹でありますので、学校を指定管理にすることと同じような考え方、それはやはりなじまない、こういうことで直営と私は思ってきたわけでありまして。検討委員会の皆さん方もそういう趣旨にのっとして長期的に——指定管理になりますと例えば3年、5年でまた変わるということもあるわけです。そういうことを避けるためにも、恒久的な市の教育、この部分をきちんと担っていただくということで、直営とさせていただいているわけでありまして。

それから、多目的室のこういう利用ですけれども、それは地域の皆さんであろうが、他の方であろうがそれはいいのですけれども、私がこの図書館建設によって駅前通りに活性化、にぎわいを取り戻したいということです。図書館に訪れていただいた皆さん方を、駅前商店街の皆さん方商店街も含めて全員ですけれども、いかに今度は図書館から自分たちのところにお客の流れをつくっていきけるか。いかなければならないわけですが、そういうことをきちんと考えてもらいたい。

ですから、多目的室をただ利用して駅前の活性化ということは、全く考えておりません。大勢訪れていただく皆さん方にもっともっと楽しんでいただいたり、そういうことのために、今ワークショップも含めてやっているわけです。活性化につなげていく、そういう意味で申し上げておりますので、この多目的室の利用が駅前の活性化につながるというふうなことは特に考えていない。若干はつながるでしょう。若干つながりますけれども、そのことを目的にしているということではありませぬので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この図書館のほうは、要は利用料金をいただかないという部分で指定管理になじまないだろうという説明でありました。指定管理自体が利用料金制とそうでない部分という両方があるわけです。そこを指定管理全てが利用料金制だという考えでやられるというのは、私はちょっと間違いではないかなと思っております。ただ、これは市長の思いでありますから、致し方ない部分でありますけれども。

6月議会で申しましたけれども、この新図書館の使命は、まず第一にラ・ラの中にいかにお客さんを呼ぶか。それから駅前商店街にお客を呼ぶかと、そういう使命を持っているわけです。そうすると、やはり民間の発想といいますか、そういう形の指定管理のほうが私は新図書館としてスタートするならば当然であろうという思いもあります。そこら辺をもう一度決意といいますかお考えをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 武雄市のTSUTAYA(ツタヤ)を念頭に置いてのことかとも思いますが、それはそれといたしまして、私どもは指定管理そのものは今言ったようにやらない、直営です。ただ、多目的室とかあるいは今のラ・ラの中にどういう形が出るかわかりませんが、そういう連携をする書店だとか、例えばスターバックスなどというコーヒー屋もありますけれども、それが来るとは思いませんが、そういうことを絡み合わせるというのは別に全く異存があるわけではありません。

やはり図書館の管理・運営、これは私は公でやるべきだと。どういう形であろうが、やはりこれはそうしていかないと、必ず市民の皆さん方に不安も残るわけですし、先ほど触れましたように指定管理は永久のもではありません。管理者が変わる、このときにまたどういうことが起きるのか、これはわかりません。ですから、私は武雄市の皆さん方がやっているように図書館そのものを、ある意味活性化するのはいいことですけれども、そこに金銭の絡む、こういう部分を持ち込みたくはないと、こういう思いがずっとありましたので、そういう形でお願いしてきたところであります。

○議 長 19番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ最近はやったと言わなかったですけども、ずっと前から言っていたのは、例えば建物をつくりました、図書館をつくりました、それで維持管理にお金がかかるようになって、今の図書館よりも年間の購入費がなくなるとか、そういうことがないようにしてほしいと言っていましたけれども、今こういうふうにも実際でき始めているわけです。例えば、私は本当になるべくいろいろな本を買ってほしいなという思いがあるわけです。前にも言ったけれども、漫画本を買ったりとか、いろいろな人がいろいろな視点で、ぜひ、人が行くようにしてほしいなという思いがあるのです。そういう点についてどう思っているのか。

それこそこの間も文化会館でB'z(ビーズ)のライブがありました。今度はMISIA(ミーシャ)のライブがあるということで、非常に人が使うとか誇れるような施設になっていくことは、例えばあれだってすごくよかったわけです。B'zだって盛り上がったと思うし、市民の方がどれだけ行ったかはわからないですけども、それでもB'zが来たというので、非常によかった点もあるし、今度はMISIAもあるわけです。

あそこだって同じように、ちょっとくどいようですけども、建物はいいやつだった、一番最初に本をいっぱい買った。でも、その次が続かなかったということのないように、ちゃんと本を買う予算とか、あとはお年寄りとかいろいろな人の憩いの場になるように、積極的にやってほしい。

ワークショップをやっているのですがどうのこうのなどという答弁ではなくて、具体的に予算をちゃんと取りますよとかそういう答えを、今、幾らだから——あそこは年間300万円くらいでしたか、それよりも全然大きな金額をかけていくというところを聞きたいのですけれども、そのところをお願いします。

○議 長 市長。



○市長 蔵書数も大きく変わるわけでありまして、今の図書館と比べて図書の購入費が——それは必要なければ全くないときもあるかも知れません。ですから、必要の部分はきちんと予算づけはしていくということで、幾らということは申し上げられません。

それから、漫画とかということですが、当然今は漫画も文化でありますから、そういうことは必要でしょうけれども、ただ、そのことで図書館に人を呼び込むという形は絶対取りたくはない。まあ、あるから行こうという程度です。漫画を目的にどんと図書館にお客さんがおいでいただくという形ではない。あくまでもやはり図書。これは漫画に教育的な面がないなどということは全く申し上げませんが、そういう奇をてらったり、あるいは迎合したりしながら、図書館に何しろ人だけ来てもらえばいいという形は、やはり取っていくべきではない。理想を持ってやっていかなければならないと思っております。

○議長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 私の言い方が悪かった点もあるかもしれないのですが、漫画本で迎合しろなどというつもりはありませんよ。迎合するつもりなどというのはありませんけれども、漫画によっていろいろなことを学んだ——私は正直漫画は、最近を買わなくなってきましたけれども、毎月何冊もいろいろな本を買ってきましたよ。その中で例えば当時の暮らしはどうだったとか、江戸時代の暮らしはどうだったとか、三国志の時代はどうだったとか、それが全部正しいとは思わないですけども、その中でいろいろな勉強になった。漫画から入って小説を買っているものあります。例えば「花の慶次」だって同じです。「一夢庵風流記」とかいろいろなものがあります。

迎合しろとかそういうことは言いませんし、ただ、やはり子どもの育成に関してはいろいろなことにチャレンジしていくべきだと思うので、迎合という意味で言っているのではないので、そこのところはわかってほしいと思うので、そこのところはわかってほしいと思うので、答弁はいいですけども、そこのところだけは誤解しないようにお願いします。

〔「了解しました」と発言する者あり〕

○議長 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 内容、趣旨については全く問題ないと思います。ただ、手続的なものでちょっとわからなかったのを教えていただきたいと思っています。「第57号議案 南魚沼市図書館条例の制定について」という表題になっています。その下をずっと読んでいくと平成17年南魚沼市条例第149号の全部を改正する。改正条例とは違うのですね。その手続的な部分がこれの制定なのか改正なのかというその辺ともう1点。

附則のずっと下のところで財産の目的外使用条例の一部を次のように改正するとなって、表が追加になっているのですけれども、1つの制定条例もしくは改正条例で、他の条例を附則の中で含めて改正ができるものかという気がちょっとしたのです。

もう1点、この条文のことから推し進めると、今、市民会館にある図書館そのものは、この附則の来年の4月1日をもって自然消滅してしまうと考えていいのでしょうか。その3点をちょっと説明いただければと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 今回全部改正をさせていただくということでございますので、表題については制定をするということでさせていただいております。特に法的な部分で問題はないかと考えております。

それと附則の部分でございますけれども、この中で財産の目的外使用の条例の部分の改正することも、法的に問題ない部分と考えております。

○議 長 副市長。

○副市長 1つは条例の場合は、制定をするというときに、新しく制定をしてその附則の中で前の条例を廃止するというやり方があります。それからもう1点は、新しい条例をつくるときに、全部改正をして、その中で全部変えてしまうというやり方があります。ですので、例えば今の図書館条例を新しい図書館条例にして、附則で同じ題名になりますが、恐らく平成16年条例第何号は廃止するという書き方もできます。ですので、これは法制的なやり方といえますか、法制執務といえますか。ですので、どちらのやり方でもいいということになります。

それから、もう1点の附則でございますが、条例を変えるのは条例でなければなりません。規則を変えるのは規則でなければなりません。したがって、これを目的外使用条例のほうで出すということもできます。本法の図書館条例の中で附則で変えるということも条例ですので、できるということになります。いいでしょうか。

〔もう1点ある〕と発言する者あり〕

○議 長 副市長。

○副市長 この条例が4月1日に施行されますので、前にあった条例が全部置きかわって、前の条例はなくなってこの条例が出るということになります。ですので、この施行日の4月1日によって前の図書館条例については消滅をして、全部塗りかわるとお考えをいただきたいと思います。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 法制執務ということで、ちょっと申しわけないです。わからないで質問させていただきました。やはり以前の市民会館にある図書館がどうなるということまで、やはりこれは説明すべきかという気がしましたので、ちょっと一言付け加えました。答弁結構です。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は十日町の図書館——情報館と言っておりますけれども、を視察した段階の話ですけれども、直営でやってきたが、多分去年春から指定管理になるという話を伺った覚えがございます。その辺をやはりちょっと調査してみる必要があるのではないかなという感じがしますが、所見を伺っておきます。

それから、市長がさっき、収入が上がらない物件について指定管理はなじまないという言い方をしましたが、私はそうではなくて、委託費という形で指定管理する場合もかなりあると思うのです。そして、その中の若干の使用料、手数料はその指定管理者の収入とするということでありました。これについて指定管理にそぐわないという言い方は、やはりちょっと違うので

はないかなと思いますので所見を伺っておきます。

それからもう1点、図書を選定についてですが、条例でうたうものではないかとは思いますが、すけれども、せっかくの機会ですので、先ほどの漫画という話もありましたが、私は柏崎の図書館等を見てみましても、雑誌とかあるいは週刊誌とか、あるいは政党機関誌とか、そういった形のものも、新聞であるとすれば各種新聞ですよ。そういったのも並べてあるというような話を聞いたことがあります。

そうした中でそういった選定基準という問題は、一切この条例外の中でつかさどられるものだとは思いますが、そういう点はどういうふうにお考えでしょうか。ひとつお聞きしておきたいなと思います。

○議 長 市長。

○市 長 十日町市の情報館がどうなるかというのを私は存じ上げませんが、他の図書館や情報館がどうだこうだという考え方というのは全くありませんで、あくまでも指定管理に私はなじまない。さっき触れましたように、収入とかという面もありますが、根本は教育、教育の原点ということでありますので、先ほど触れました学校とかそういうことと同じにやはり考えていきたい。市が責任を持ってきちんと管理運営をしていくということであります。

それから雑誌とか週刊誌とかそういう部分もあります。これはやはり新聞も同じであります、どのくらい大量に仕入れるというのはちょっとわかりませんが、当然図書館にとっては必要な機能だと考えております。ただ、武雄市さんの場合はその雑誌が、もう週刊誌ですからこれは非常にやはり経費がかかるようであります。そこをスターバックスのコーヒーの収入で、何か全部は補えないけれども少しは補っていると、こういうお話が聞こえておりますが、まさにコーヒーを飲みながら、そこで雑誌を読んでいただくこういうことも可能だと。

我々もさっき言いましたように、例えばコーヒーを飲む場所を設置して、そこはそこで委託をするとかそういうこともこれから可能でありますので、そういう部分はできるか否か、ちょっと模索していかなければならないと思っています。憩う場ですね。そういう意味で申し上げたところであります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 教育という崇高な立場でということをお聞きしました。後段の新聞とかという部分ですが、手前みそになりますけれども、やはり私が十日町に見に行ったときに、新聞雑誌コーナーというのが、そういった形でくつろげるような場所になっていまして、そしてそこでやはり新聞を読んでいるのですね、必死に。要するに、新聞を家で読むよりそういうところで読んだほうがいいのか、家で取らないでそこで読むのか。その辺はちょっとわかりませんが、そういった新聞——私どもで言わせていただければ、政党の新聞等もあつてしかるべきかなというような感じがしております。やはり、教育ということになると、いろいろな立場のことも知っておくべきではないかと私は思いましたので、ぜひ、そういった選考過程で考慮していただければなとこういうことですが、以上です。

○議 長 市長。

○市 長 新聞につきまして、政党機関誌とかそういうものを設置したほうがいいかどうかと問われますと、ある程度考え方が成熟していらっしゃる皆さんはそれでいいと思うのです。ところが、子ども、小中学生、高校生、大学の前期くらいまでも含めて、その政党機関誌あるいは宗教的な機関誌といいますかそういうものを、そこに置くことがいいかどうかというのは、私の見解からすれば、それはちょっとやはりはばからなければならないという気がしております。

ただ、図書館運営委員会というものをつくりますので、その中でどういう議論が出るか待ちたいわけですが、私の考えはそうなのですが、それを押しつけるということはしませんので、今後の議論を待ちたいと思っております。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市長は今、直営でやりたいという話を言っているわけですが、先ほども市長が武雄市の図書館と言いましたけれども、やはり研究をしたほうがいいと思います。同じような人口の市です。武雄市といううちの市と同じような6万人弱くらいの市だったと思うのですが、改革ということを図書館もそうですし、病院もそうですけれども、武雄市は取り上げられている部分が多い。やはりこうやる部分の担当部は行ってきて、まねができてそれがいいものであればやったほうが私はいいと思います。今の想定の中で、1日うちの市でどれくらい図書館を利用していただければいいかなという市長の思いがあって、大体どれくらいの人数がという感じがあれば、市長でもいいですし担当部でもいいですが、お答えいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 いい部分は見習わなければならない。ただ、指定管理はしません。先ほどちょっと岡村議員の答弁にも申し上げましたように、図書館なりラ・ラなりのその一角に、例えばコーヒーとかあるいは軽食がとれるとかそういうことが設置できるのであれば、それはそれで別に問題はないと思います。あるいは書店とかですね、本屋さん図書館と一緒にいるというのも相当あるようであります。蔦屋さんなどそうですね、武雄市も確か。そういう面で学べるところは学んでいきますが、指定管理はしないということをご理解いただきたいと思っております。

さあ、1日の入館者が何人だというのは、私もまだ、ちょっとここで今数字を、これくらいを想定していると——多いほどいいわけですが、多いほどいいわけですので、想定してはおりませんが、もし、担当のほうで、今がこのくらいで、できればこのくらいということが念頭にあったらここで答弁してみてください。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 新しい図書館につきましては、一応基本的なコンセプトを「学ぶ、育てる、知る、憩う」という4つ立てて、これから運営をさせていただきたいと思っております。現図書館が1日平均大体百五、六十人の利用でございます。新図書館について何人の利用ということ、まだ明確な想定はしておりませんが、やはりこの一桁違うくらいの方にはご利用

いただきたいと考えております。

また、いろいろ利用いただく中で、「憩う」という部分もございます。今現在、雑誌等については10誌くらいしか取っておりませんが、新図書館では80誌くらいのいろいろな雑誌もそろえた中で、ただ、本を読むだけではなくて、街の中に来たときに、そこで雑誌を見ながら憩っていただいたり、買い物をしたときに生ものの冷蔵庫のロッカーはつけられませんが、買った生もの以外はロッカーに入れて図書館に入れるような、そういう工夫も考えておりますので、大いにご利用いただきたいと考えております。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 わかりました。やはり人数が、この立地において利用してきて、一桁違うということは皆が願っていることです。やってみなければわからないのですけれども、やはりその思いで、街中、駅前ということであの場所を選んだわけなので、そこは多く利用していただければいいと思います。

市長が今ほど言われた指定管理はしませんという話ですけれども、市内にいろいろな施設があって、市民の方が、「あんなところ人が行かないのに、職員を置いておい」などと言うような施設があります。今、原点は教育で直営でやりたいと言うのはわかるのですけれども、やはり人が来なくなると、そういうふうに市民の方に言われがちだと思います。その辺を見極めて、今はそういう判断ですけれども、いいことはいいでいろいろ流れもあると思うので、とりあえずそういう一言だけ言わせていただきます。終わります。

〔「伺っておきます。」と発言する者あり〕

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 その憩うという機能について伺いますが、ワークショップの中でも例えば高校生の皆さんからは、コーヒーを飲みながら語れるところができそうだからうれしいというようなことが、テレビでも放映されていました。実際その飲食といいますか、軽い飲食、そういうことを検討委員会の段階では考えていなかったような気がします。直営としてみてくつろげるコーナーの中にそういう機能が組み込めるかどうか、お伺いします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 図書館本体の中には大変申しわけないのですけれども、そこで食べる、飲むという部分をつくることはできません。やはり相手が本でございますので、それを汚されるという部分もございます。ただ、ラ・ラの中に2か所、今のエレベーターのところの前の部分、それからラ・ラの直営店の特産品の野菜を売っている部分でございますけれども、その2か所については、そこでくつろいだり飲食をしたりと考えております。できれば、中に良食というスーパーもございますし、駅前通りにもいろいろの商店がございますので、そういうものをそこに持ち込んで食べていただくというような方向を考えております。

また、図書館本体を越後杉を使って建設をするということでございますので、これはまた駅前商店街の皆さん、商工会の皆さんとの検討でございますけれども、駅前通りのアーケードのところに各商店街さんから管理をいただくような形で越後杉のベンチ等を置いて市民からくつ

ろいでいただく。そういう街中全体がくつろげるスペースをゾーンで考えていきたいという考えも、今ワークショップの中で進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 十日町情報館の話もありました。あそこにはもうずっとコーヒーを飲むコーナーがあるわけですが、図書館法の中で、そういうものをつくってはならないという決りもあるのかどうか。まずそこから伺います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 図書館の中につくってはいけないという決まりは、私は今詳細に図書館法を読んでおりませんが、ないと考えております。私どもの新図書館につきましては面積が2,500平米ということで、開架図書、それから閉架図書、それから親子で遊べるというスペース、本を読める場所、それから多目的室そういうものをつくった中で、十日町の図書館はちょっと段が下がったところに飲食スペースがあるのは承知しておりますけれども、面積的にそこまでつくれる余裕がないということが実情でございます。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 先ほどの高校生の話もありましたし、私もコミュニティスペースのあの非常に狭い部分、それから今地元の直売コーナーの脇にあるあのスペースは、はっきり言ってもそう評判のいいものではありません。今ある図書館の中に組み込まれたスペースがあるわけですが、将来的にそこにも、気楽にくつろげる、語れる、高校生とお年寄りが隣り合わせになりながらでもそこで交われる、そういうコーナーに私はどうしてもしてほしい。市長の見解をもう1回伺います。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど担当の課長があそこそこ2か所くらいはその部分もあるしという。それから先ほど触れましたけれども、多目的室もこれは多目的ですから、それに使ってはならないなどということはありませんし、それをどういうふうに生かせるか。専属的に使うということについて今度はどうなるかと、いろいろ工夫はします。

そしてやはり何かですね、堅苦しいばかりで何でもないというのは、これはやはりおかしいと思いますので、工夫をしながらそういう部分はできれば必ず設けていただく。これは市が設けるということにはなりませんけれども——市が直接それをやるということにはなかなかないと思います。お湯を沸かしてインスタントコーヒーでも置いて、さあ飲んでくれというのならそれはわかりませんが、そういうことにはなりません。きちんとまた運営委員会等の中でも当然その話が出ますので、そういうことはやはり十分考えていかなければならないことだと思っております。これからの進展に私も期待しておりますし、また意見も申し上げていきたいと思っております。

○議 長 21番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 2点お伺いをいたしますが、第2条についてですけれども、位置が現在の図書館から新しいラ・ラ内に移るわけでありまして、この現在の図書館の跡地利用についてどう

いうお考えを持っているかお聞かせいただきたい。

もう1点は駐車場ですが、今、ラ・ラの駐車場があります。あの中から幾つかの店舗が出ていったにしても、新しい図書館ができて、先ほどの課長の答弁ですと、百五、六十人の利用客が今まであったのだが桁が違うほどの利用を見込みたいと、こういうことです。そうすると、駐車場が今のままで果たして機能するのか、間に合うのかということが心配されるわけです。どういうふうにお考えであるか2点についてお伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 現在の図書館の利用については、まだこれだと決定はしておりません。子どもの広場にするのか、いろいろな話が出ております。出ておりますが、子どもをあそこで遊ばせると言ってもそう広いものでもありませんし、その辺はこれからきちんと検討していかなければならないと思っております。有効に使わなければなりませんので、そういうふうに考えております。

駐車場につきましては、当然十分だとは申し上げられません。しかし、飛躍的に人数が増えるという部分は、公共交通機関利用者が相当増えるだろうという予測はしております。ですので、駐車場についても当然ラ・ラの上の駐車場もあるわけです。今度は図書館の駐車場になるわけですが、周辺あるいは市役所——市役所もこういう議会があるときとかはほとんど満杯状態です。デザインをしていただいた南雲さんから、やはり駐車場をもう少しきちんとしていかないと、という部分をご指摘いただいておりますので、なるべく早くその解決方法を、どの程度になるかもちょっとわかりませんが、見ていかなければなりません。

できるかできないかは別にして、今商工会の、六日町商工会の皆さんからここへアーケードをつくったらどうだとかと、いろいろ提案もいただいておりますので、それらも検討しながら進めてまいりたいと思っております。いずれにしても車の置き場がなくて、図書館に来たけれども入れなかったなどということだけはないように、準備万端整えてまいりたいと思っております。

○議 長 21番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 現在の図書館の跡地利用について、市長が公式にこの場で発言したのは、私が一般質問で取り上げた平成23年12月議会の健康づくり食育推進計画に関連をして、食推の皆さん方が利用している保健センターにあった調理室がなくなって訓練校のところに行ったこれに関連して質問したときでありました。

そのときに、市長はあの皆さんが訓練校に行って使い勝手が悪い、これも十分に承知をしているという答弁でありました。その後、特別支援学校ができて、調理室もきれいにリニューアルしました。教育委員会の方々から大変お骨折りをいただいて、食推の皆さん方の意見も取り入れながら改善をした、リニューアルしたと、こういうことであります。しかし、使用目的が明らかに違うわけでありますから、食推の皆さん方が使う台所・調理室のイメージと、職業訓練校で使うのはまた目的が違うわけです。そういう面でやはり余り使い勝手がいいとは言いがたい面もあろうかなとおっしゃっていました。

そこで、今多分、担当課と協議をしていると思うのですが、市長もその答弁の中で、「まあ、わかっているが、もう1回移転するのに対しては2重投資をしたくないから、もう一、二年待ってくれ」という答弁をしているわけでありまして。それはどういうふうにお考えであるのかをお伺いしたい。

あの位置というのは、婦人会館があったり公民館があったり、市のごく中心部であったり、駐車場もあったり、本当に活動しやすい位置にあるわけです。そこら辺も十分に考えての市長の答弁であったと私は思っているわけでありまして。もう一度お聞かせをいただきたい、このように思います。

駐車場の件ですが、そういうことできちんと駐車場を確保するということでもあります。しかし、現状を見ますと、今、市が60台でしょうか、あそこを借りているわけです。私もよく整形にかかっていますから、開店前にあそこに駐車をしますと、ラ・ラの中に入っている皆さん方と市役所の職員の駐車で、相当量がもう開店前からあるわけです。ラ・ラの営業時間中に行くと相当混在をしている、そういう状態もあるわけです。駐車場確保には万全を期すという話ですが、いささかも怠りなく、全て利用者から不便の声が聞かれるようなことのないようお願いをしたい、このように思っていますがもう一度お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 食推の皆さん方の件であります。今の図書館とか、1階にあるあれは資料展示室みたいになっていたのですけれども、今は倉庫みたいになっています、そういう部分も選択肢の1つとして、どうすればいいのか考えていかなければならない。それから、実は、議員の皆さんからセットしていただいて私も同行したのですけれども、八海山ですね、魚野の里。あそこに黄色い建物ができまして、あそこで調理も何でもやれると、そういうことを伺ったときに、ちょっと八海山の担当の方に、「例えばこういうことはどうですか」と、「それは話によって幾らでも受け入れられるかもわからない」と。すばらしい施設があつて、そしてすばらしい料理ができるシェフがあそこへもういるわけです。そういう皆さんとまたいろいろ話し合いをしながら、料理をつくるのが主目的ではなくて食生活改善でありますから、そういうことも含めて、それはやはり専門的な方からそういうアドバイスもいただけるのではないかと、いろいろございます。どこにするか、何をどういうふうにしていけばいいのかというのは、これからまた検討をきちんとしていかなければならないと思っております。

ですので、あそこの図書館の跡にも、食推を入れるということを限定はしておりません。選択肢の1つではあるとご理解いただきたいと思います。

それから駐車場ですけれども、今触れましたように現状のままで満足ということではないわけですが、当面、あそこに駐車場をどこにどんと大きく取れるかということ、取れる場所もありませんので、状況を見ながらどういう形をしていけばいいのか。もし、市の60台が邪魔になって、それでどうしてもということであれば、それは市はそこから引き上げることもやぶさかではありませんが、そうなるこちらが非常に困るとかいろいろ問題はあります。これはやはり一度オープンをしてから、どういうお客さんか——自家用車を利用するお客さん、公共



交通を利用するお客さん、あるいは自転車でおいでいただく方いろいろあると思うので、そういうことをきちんと把握をしながら、対応をしていかなければならないものだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 57 号議案 南魚沼市図書館条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 63 号議案 南魚沼市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは第 63 号議案 南魚沼市子ども・子育て会議条例の制定についてご説明申し上げます。最初にこの条例の制定理由等について先にお話させていただきます。この条例は昨年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が公布され、その中の 1 つ、子ども・子育て支援法の第 77 条第 1 項で、「市町村は、特定教育・保育施設の利用定員や特定地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定などについて意見を求めるため、合議制の機関を設置するよう努めること」を規定していることに基づき、南魚沼市子ども・子育て会議を設置し、同条第 3 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

この法律の第 61 条では、市町村は、内閣総理大臣が定める基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画——市町村子ども・子育て支援事業計画と言います——これを定めることとなっておりますが、現時点では国の指針が正式にまだ定まっておりません。近々指針が示される予定ですので、それに基づく計画の前段階としてニーズ調査等を行うに当たり、それらに対する意見等をいただくため、今回子ども・子育て会議の設置を含めた条例を提案するものでございます。

それでは議案のほうをご覧ください。第 1 条、設置規定でございます。これは先ほど申し上げ

げましたが、第77条第1項の規定に基づき設置するものでございます。

それから第2条、所掌事務、この中で法第77条第1項、各号に掲げる事務でございます。これは先ほど申し上げた中にも若干触れましたが、特定教育、保育施設の利用定員、それから特定地域型保育事業の利用定員、これらの設定について、あるいは市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更について意見をいただくものでございます。それからもう1つ、子ども・子育て支援施策の推進に関し、必要な事項、実施状況等を調査審議していただく会議となります。

それから、第3条、組織。ここの第2項で法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者という規定がございますが、ここについても法の中で全ての子どもの健全やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国や自治体などが行う子どもとその保護者に対する支援という意味だそうです。

それから、第4条、委員の任期は2年でございます。あと第5条から裏面の第8条までは通常の審議会、委員会条例と同様の規定となっていますので、あとでご覧いただきたいと思いません。

それから附則のほうで、条例施行日は交付の日からにさせていただきたいと思えます。それから第2項で先ほどもちょっとありましたが、ほかの条例の改正になりますが、非常勤特別職の位置づけになりますので、別表のほうに報酬規定を追加させていただくものです。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 地方版子ども・子育て会議の設置ということで、6月議会でも質問をしましたが、速やかな対応かなと思っています。今後のスケジュールで若干お伺いしますけれども、一番基本となる委員の選定であります。これがなされてから、アンケートの実施、内容云々について、あといつやるかという部分が出てくるかと思えますけれども、そこら辺の日程部分が出てくるかなと思えます。

それからもう1つは、福祉保健部のほうでこういう公共施設のマネジメント計画、昨年から徐々に策定を始めたと思えますけれども、その計画とこの会議で出てくる諮問といいますか、そういうものとの整合を取ると言った場合については、私は子ども・子育て会議のほうが上といたしますか優先をされるのかなと思っております。そこについての今現在のお考えをお願いいたします。

もう1つは、担当課の横のつながりであります。子育て支援課と学校教育課でありますけれどもこのつながりというのは、当然会議の中に出席する委員の中にも入ってくるものであろうと思っておりますけれども、そこら辺の今現在のお考えをお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 スケジュールのほうですが、委員の選定につきましては、この後条例制定

を議決いただければ公布をして、近々委員の選考のほうに入らせていただきます。

それからスケジュールとして、先ほど申し上げました国の指針のほうはまだきちんと定まっておられません。これが出た後に、その中にニーズ調査等についても一定程度の指示があると思いますので、それに基づきニーズ調査を行って、まずその行う項目自体についてもそちらの子ども・子育て支援会議のほうにかけて決定していきたいと思っています。実際つくるのは、来年度になって、平成27年度からの5年1期の計画となると思います。ちょうど今、次世代育成の計画等が終わるのに合わせたような状況になるかと思っています。

それから、公共施設のマネジメントということですが、こちらのほうは、あくまでもこの会議自体は、子ども・子育て支援新システムを受けてつくるものですから、福祉保健部内の他の施設という部分については、今のところはまだその連携については特に考えておりませんが、もちろん重なる部分があれば、そこらも考えていかなければいけないと思っています。

それから、保育施設については今、今後の改築そういったものについて、統合あるいは廃止それも含めた中で検討しているところでございます。

それから、横のつながりという、特に子ども・若者のほうの関係でつながりも確かに重要ですし、今も事業等もお互いの中で動かしたりしている部分もあります。ここについては、委員については——議員さんも確か次世代育成の委員になられていましたね。それと同じようなメンバー構成に、さらに追加して、今は15名程度ですが、20名くらいの委員にしたいと思っていますので、その中に当然そういう方たちも入っていただく予定、あるいは事務局のほうに入って参加していただくというような考えでおります。

○議 長 23番・岩野松君。

○岩野 松君 この子ども・子育て支援法に基づいてつくるということですが、子ども・子育て支援法そのものの対象年齢はどういうことになっているのか。というか、あれを見たら3歳から就学前という考え方ですが、ここには目的がないのですが、どういうことを目的としてこの会議をつくるのかということもお聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 子ども・子育て支援法のほうの対象は、18歳未満の子どもたちです。児童・生徒ということになります。生徒ではない方もいるかと思いますが……。

それからもう1つ、目的は先ほどの条例これは会議の設置条例で、その会議が受け持つ事務については、その所掌事務で法律のほうの第77条第1項各号に掲げる事務を処理するということで、先ほど逐次申し上げたところでございます。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 では、まあ聞き不足だったように思っています。そういうことで、18歳未満の子どもたちが対象であるということだそうですね。この支援法によって保育とそれから教育の部分とか、それが認定こども園とかにもつながっていますけれども、小規模の保育ということへの対応とかも審議する会議になるのか、ちょっとお聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長　先ほども、ちょっと早口で申しわけなかったのですが、特定地域に合った保育事業とか小規模の保育についても、定員やあるいは内容等についても意見をいただく予定です。決定する場所ではございません。私どもが計画してやっていくときに、この会議から意見をいただくということです。

○議　　長　　23番・岩野　松君。

○岩野　松君　　そうすると、全くこの会議とはちょっと趣旨が違うかもしれませんが、小規模で個人的とかほんの小部屋でやることも支援法の中に含まれて、そして料金とかも出てくるかと思いますが、規制だとかそういうことへ法的に関与してくると考えていいのでしょうか。

○議　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　子ども・子育て支援法のほうでは、小規模保育等についてももうたってございます。もちろん、その意見等を一部聞くこともありますが、子ども・子育て支援法に基づく全ての事業についてこの会議から意見を聞くということではなくて、ある一定の限定した中で聞かせてもらうということ。一番はこれから今の次世代育成支援計画にかわって、子ども・子育て支援事業計画をこれから定めるわけですけれども、その計画に対して意見をいただき、さらにできた計画の実施状況等を調査・審議してもらうというのが、一番の重要な仕事になるかと思えます。

○議　　長　　24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　今国が、特に保育のほうでいきますと、公的保育を民営化していこうという流れがあると思うのですね。そして運営あるいは申し込み等も、直接民間がやれるようにという動きがあるというような話も聞くところであります。そういった方向性を模索していく会議ではないかという感じがします。

そういう点で、今、子育て支援課と課を設けてやっているこういった対策が、どんどん民営化されていくということになると、こういった審議会をつくっても——審議会ではなくて会議条例というのか、どういう意味だかちょっとわかりませんが——そういうところで決まったからこうなります、決まったから国の方向はこうで意見がありませんのでこうしますというような感じでいく。実際保育を受けている保護者、あるいは子どもたちの立場になった意見というのが、ちょっとそぐわない感じになるのかなという気がするのです。その点はどんな感じでしょうか。国の方針とそれに合わせた会議なのか。そして特に保育についてはそういった民営化の流れをつくらうとしているのかと、そのあたりをひとつきちんと教えてください。

○議　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　例えば料金やそういった部分について、この会議自体はそういった部分を受け持ってもらうのではなくて、先ほど申しましたが、子育て支援事業計画の策定あるいは変更、それから実施状況、その計画に基づいて実施されたかの調査・審議、そういったものが一番重要な仕事になります。

ですので、例えば直接保育事業所が料金を取るとか、料金設定するとか、そういった部分を

この会議で決めるところではありません。

それと、今も認定こども園については保育料自体は、それぞれの園で決定できることになっています。ただ、実際は全て市の料金表に準じて決定いただいているところです。他の私立のいわゆる保育園というものについては、今も市町村が全部措置して料金も市町村が決めたもので行ってもらっているところです。

所掌事務は先ほど申し上げましたが、施設の定員それから今申し上げました子ども・子育て支援事業計画の策定、変更あるいは実施状況等の調査審議ということで、決定する会議ではございません。あくまでも決定は市町村がいたします。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今現在定員とか計画などは、調査をされて申し込み受付をして、ニーズを取って、そして定員を決めています。別に会議にかけて決めるほどの問題ではないと思うのです。問題は、国はこういう方針を持っているのだと、それについて利用者はそれでいいか悪いか。悪かったら会議をしてその総意を上げてくれと。こういうような感じか、国の方針を踏襲させようという考え方なのか、そこがやはり分岐点だと思うのです。

国がこう言っているから、法律ができたからつくらなければならないという、それは法律に従うということになればそういうことです。その中で、そういった方向を国は今検討しているのですよね。その辺、この会議の立場というのはどういうものかというあたりを聞きたいわけです。そこが明確に答えになっていないのですね。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 会議の中に保護者の代表も入る予定でございます。この子ども・子育て会議自体は、努力規定で設置義務はございません。ただ、当市としては市単独で決めるよりも、そういう会議に、事業計画等皆さんの要望を聞いた中で意見をいただく。あくまでも決定するのは市町村でございます。国の動向に対して、会議でいろいろな意見を申し上げる場所ではなくて、先ほどの定員についてもあくまでも意見を聞くだけです。定員を市はこういうふうに設定したいが、新たにできるときに、ちょっと需要からいって多過ぎるのではないかとか、もうちょっと減らしたほうがいいのではないかと、そういった意見をいただくだけで、あくまでも市町村が決定します。直接、国の動向に対して意見を言うとか、そういう会議ではございません。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私が聞いていると明確な答弁ではないのですけれども、私は公的保育の廃止につながるような方向を、市は堅持していただきたいという申し入れをさせていただきま

す。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 63 号議案 南魚沼市子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 63 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 10 分といたします。

〔午前 10 時 56 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 10 分〕

○議 長 なお、議員の皆さん方にひとつお願いしておきます。執行部が説明した内容を十分よく聞いていただいて、聞いていなかったというような質問はしないでいただきたい。そのようにお願いいたします。

日程第 4、第 64 号議案 南魚沼市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは第 64 号議案 南魚沼市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

地域主権改革第一次一括法の施行に伴います河川法の一部改正によりまして、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準について政令を参酌して市町村の条例で定めることとなりました。この政令であります河川管理施設等構造令は、河川施設又は許可工作物のうち、ダム・堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術基準を定めているものであります。条例は基本的にはこの河川管理施設等構造令に準拠したものとなっております。

なお、地域主権改革一次一括法によります整備の期限につきましては、平成 25 年 4 月 1 日となっておりますけれども、基準となります河川管理施設等構造令に砂防施設についての取り扱いがないこと、また、現在市内の準用河川に県施工の砂防施設が存在していること、そして今後も準用河川内に砂防堰堤等の砂防施設を設置する可能性があると考えられることから、条例の中に河川管理施設等構造令にない条項を記述する必要がありますので、南魚沼市地域振興局地域整備部と協議を行ってきました。そのためこの時期の制定となっております。

それでは議案の 1 ページをご覧ください。条例では第 1 章、総則の第 1 条で趣旨につきまして、準用河川に係る河川管理施設又は許可工作物のうち、堤防などの主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術基準を定めるものとしております。

2 ページをご覧ください。第 2 章の堤防ですが、第 6 条で堤防の高さは計画高水位より 60 セ

ンチメートル以上とし、原則とし第7条で天端幅は3メートル以上、第8条で法勾配は50%以下とするなど、一般的な技術基準を定めております。同様に4ページの第3章、床止めから11ページ、第8章の伏せ越しにおきましても、それぞれ構造につきまして一般的技術基準を定めております。また、12ページの第9章、雑則では、適用除外等を定めております。

それでは条例と河川管理施設等構造令との相違点につきまして、15ページからの比較表によりご説明させていただきます。比較表ですけれども、左側が条例、右側が河川管理施設等構造令であります。16ページをご覧ください。右側の河川管理施設等構造令の第2章ダムであります。ダムにつきましては、市内の準用河川での設置の見込みがないことから除外をしております。同様に河川管理施設等構造令に記載している構造物のうち、市内の準用河川では該当がないと考えられます19ページ、第22条の2、高規格堤防、20ページ、第26条の2、堤防に沿って設置する樹林帯。22ページ、第30条、湖沼及び高潮区間の堤防、25ページ第38条、可動堰の可動部の径間長、30ページ第58条、取水塔、35ページ、第75条、暫定改良工事実施計画につきましてもこの条例から除外をしております。

34ページにお戻りいただきまして、右側の条例の第9条、雑則第51条ですけれども、この条例の規定は次に掲げる施設、又は工作物については、適用しないとしておりまして、第4号に国、県等が、その治水上の必要により「河川砂防技術基準」によって設置する構造物という記述を追加することによりまして、現在準用河川内に存在します砂防施設の改修等を可能とするとともに、今後の砂防堰堤の新設につきましても手続が円滑にできるようにしております。

最後に13ページをご覧ください。附則でございますが、この条例は平成25年10月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第64号議案 南魚沼市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第5、第65号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。消防長。

○消防長 それでは第65号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

消防団員の定員は、平成19年10月1日にそれまでの2,500人から70人削減し、2,430人に改正し、現在に至っております。消防団を中心に団員の確保についての取り組みを行っておりますが、減少傾向が続いており、平成25年8月31日現在での団員数は、2,341人となっております。条例に定める定員を大きく下回っており、今後大幅な増員が認められないことから検討を重ね、構成各組織の定員を精査しまして、現在の定員から75人を減じ、2,355人とする改正条例でございます。

議案の3ページ、新旧対照表をご覧ください。第2条の下線部、2,430人を2,355人に改正するものです。

1ページの附則をご覧ください。施行期日は平成25年10月1日でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第65号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第75号議案 平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第75号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は平成24年度決算によります繰越金及び国県補助金等の精算金を計上するとともに、国保税率据え置きに伴う税額の補正などを行うものであります。

主な内容といたしましては、歳入では税率据え置きに伴い国民健康保険税の収入額を減額、



決算に伴い確定した繰越金を増額、歳入歳出差額を基金繰入金の減額で調整するものであります。

歳出では、給与改定に伴う総務管理費を減額、国県負担金・補助金については昨年度精算に伴う返還金を増額するものであります。これによりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ 6,799 万円を追加いたしまして、この予算総額を 64 億 2,099 万円としたいものであります。詳細につきまして市民生活部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは詳細についてご説明させていただきます。予算書の事項別明細で説明させていただきますので、8 ページ、9 ページをお願いいたします。歳入の 1 款 1 項一般被保険者及び退職被保険者等国民健康保険税を 1 億 600 万円減額します。保険税率を据え置き、6 月に本算定された平成 25 年度国保税に基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を調整するものです。

続きまして 4 款 1 項 1 目療養給付費等交付金 1,300 万円の増額ですが、退職被保険者等国民健康保険税の減額分につきまして、医療給付費分 600 万円と後期高齢者支援金分 700 万円の減額分について交付されます。10 款 2 項 1 目支払準備基金の取り崩し額を 2,700 万円減額し、7,300 万円を取り崩すことといたします。11 款 1 項 2 目、繰越金、1 億 8,799 万円の増額補正ですが、こちらにつきましては前年度決算により追加するものです。

10、11 ページをお願いいたします。歳出の 1 款 1 項 1 目一般管理費 31 万円の減額、こちらにつきまして、申しわけありませんが、議会初日にお配りしました正誤表のとおり、3 節の職員手当等につきましては、4 節共済費、それから説明欄、職員手当につきましては共済費の誤りですので、ご訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。一般職給料、共済費とも給与改定に基づく減額です。2 款 1 項 1 目、それから 2 目及び 2 款 2 項 1 目は、それぞれ財源更正のみとなっております。11 款 1 項 3 目過年度国県補助金等返還金 6,726 万円の増額補正です。前年度概算交付されていた療養給付費等負担金を実績に基づき精算し、過払い分について返還するものです。

12、13 ページをお願いいたします。12 款 1 項 1 目予備費、103 万円の補正は、歳入歳出差引残額を予備費に追加するものです。

15 ページをお願いいたします。今まで説明してきました内容をまとめたものとなっておりますので、参考としていただきたいと思います。

1 ページに戻っていただきまして、歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算総額に 6,799 万円を追加し、予算総額を 64 億 2,099 万円としたいものです。

以上で平成 25 年度国民健康保険税特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 いただいた資料の 15 ページの概要の中ですけれども、いわゆる保険税の滞納者という部分で所信表明の資料にもありましたけれども、3 か月のほうが 349、資格証が 195

という数字が出ております。これは新年度になってからのものですが、若干増えているような感じがしないでもないのです。その辺の状況はどうでしょうか。

○議 長 答弁をお願いします。市民生活部長。

○市民生活部長 こちらにつきまして、資格証等についてそれほど大きな増になっていないかと思っておりますけれども、詳しい数値について課長のほうから説明いたします。

○議 長 市民課長。

○市民課長 平成24年度と平成25年、8月の送付段階での数字の違いでありますけれども、平成24年度送付で、3か月の短期証交付が414件でありましたが、平成25年度の交付が349件、65件ほど少なくなっております。資格証でありますけれども、平成24年度が218件でありましたが、平成25年度当初8月1日現在では195件、23件の減となっております。言いわけがましくなりますが、その後は資格証を一旦はお送りした後の納付交渉によって、どんどんこれは変わってきている数字でありますので、同じくらいの数字に落ち着くかと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第75号議案 平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第75号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第76号議案 平成25年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 76号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、平成24年度決算に基づきまして、繰越金等を計上するものであります。主な内容といたしましては、歳入では、前年度繰越金1億3,687万円のほか、雑入を計上し、歳出では、介護給付費準備基金に9,033万円を積み立てるほか、人事異動に伴う職員給与の増減等を計上するものであります。

これによりまして歳入歳出予算総額に、それぞれ1億3,702万5,000円を追加いたしまして、その総額を60億6,802万5,000円としたいものであります。これが説明でありますので、福祉保健部長のほうからこのほかに説明があればしますが、なければしませんが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 福若干メモをしてきましたので、詳細説明をさせていただきたいと思えます。

事項別明細のほうで説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。最初の9款1項1目につきましては、今ほど市長が申し上げました前年度繰越金でございます。それから10款諸収入、2項3目の雑入、2節の地域支援事業繰入、これにつきましては後ほど歳出のほうでお話しますが、まちトレ・パワーリハビリの委託増に伴う実費徴収金の増でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費ですが、丸の職員給与費、こちらにつきましては管理職が新たにできましたその1名増と、人事異動などに伴う給与費の増となっております。その下の丸、運営費、これにつきましては一般質問か何かでお話がありましたが、ケアマネージャーの能力の均一化ということで、ケアプランの研修計画等の講師に対するものです。それから3項1目、介護認定審査会費、これについては人事異動に伴う減でございます。

それから、3款1項1目二次予防事業費、丸の二次予防事業対象者把握事業費、こちらにつきましては予算の組みかえでございます。その下の丸、通所型介護予防事業費、これが先ほど雑入のところでお話しましたパワーリハビリ事業委託料。今まで城内診療所だけだったのですが、国道17号沿いに新しくできましたまちトレのほうに、新たに20人程度、25週間ということで委託するものでございます。その下の介護予防事務費は、人事異動等に伴うものです。

12ページ、13ページをご覧ください。上から3つの丸全て、これは人事異動等に伴うものでございます。5目の任意事業費、その他事業費でございます。こちらについては予算の組みかえでございます。

それから、4款1項1目、その2目、これにつきましては過年度分の還付につきまして、判決等が出まして、2年から5年にこれが延びております。それに伴う予算計上でございます。それから3番の償還金、これは国県の平成24年度分の精算金でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。4款2項1目、一般会計繰出金でございます。これについては平成24年度分の介護給付費分の精算繰出でございます。それから最後の介護給付費準備基金積立金でございますが、以上のものを精算した結果の余剰金を積み立てるものでございます。当初予算を含めましてこの補正の介護準備基金の出し入れをしますと、残高としては2億6,800万円ほどが残ることになります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 76 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 76 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 77 号議案 平成 25 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 77 号議案の提案理由を申し上げます。今回の補正は、平成 24 年度決算に伴いまして、歳入では繰越金 782 万円の増額、歳出では給与改定に伴う総務管理費 4 万円の減額、後期高齢者医療広域連合会納付金については、前年度保険料の精算分 786 万円を増額するものであります。

これによりまして歳入歳出予算総額にそれぞれ 782 万 3,000 円を追加いたしまして、その総額を 4 億 8,882 万 3,000 円としたいものであります。これはまさにこれだけの説明でございますので、担当部長からの説明はございませんが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 77 号議案 平成 25 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 78 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 78 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、歳入では、平成 24 年度決算に伴う繰越金を追加し、歳出では職員給与費と予備費の組みかえ、諸支出金に

一般会計繰出金として歳入で追加した繰越金と同額を計上するものであります。これによりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ2,157万9,000円を追加いたしまして、その総額を4億3,857万9,000円としたいものであります。これにつきましてもこのことだけでございますので、詳細説明はございませんが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第78号議案 平成25年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第79号議案 平成25年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第79号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、歳出において平成24年度分の消費税確定申告により納付額が決定いたしましたので、不足分2,980万円を追加計上し、前年度決算実質収支分4,230万円をそれぞれ事業別に一般会計繰出金として追加し、また給与減額支給措置分として40万円を減額計上するものであります。

歳入では、一般会計繰入金として2,980万円、前年度繰越金として4,230万円をそれぞれ追加計上するものであります。そういう中で予算総額に7,210万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を53億6,250万2,000円としたいものであります。詳細につきましては企業部長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、そしてご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは事項別明細にてご説明を申し上げます。8ページ、9ページをご覧くださいと思います。歳入でございます。5款1項1目、2,980万円の追加でございます。消費税の不足相当分として2,980万円を計上いたしました。

続きまして6款の1項1目、4,230万円の追加でございます。平成24年度の実質収支分を説明欄のとおり、それぞれ事業別に計上をするものでございます。

続きまして10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。1款1項1目でございますが、5,533万円の追加でございます。職員給与費でございますが、職員の給与減額支給措置分として36万円を減額いたしました。そのほか下水道一般管理費では、平成24年度分の消費税及び地方消費税の不足分と、平成25年度分の消費税及び地方消費税の中間納付分が2回分として2,980万円を計上しております。また、一般会計繰出金としまして公共下水道及び特環下水道の合計額2,589万円を計上しております。

2目でございます。1,440万円の追加となっております。職員給与費でございますが、1目と同様でございます。職員の給与減額支給措置分として減額をするものでございます。農集の一般管理費でございますが、一般会計繰出金として1,443万円を計上いたしました。3目でございますが、196万円の追加ということで、浄化槽一般管理費といたしまして、事業別に記載のとおり一般会計繰出金196万円を計上するものでございます。

続きまして4款公債費でございますが、歳入の一般会計繰入金をルール内繰り出しとするために、財源内訳を変更するものでございます。

続きまして5款予備費でございますが、人件費削減分を財源調整分としまして40万4,000円を、追加計上するものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 下水道の接続の補助について。いただいた資料の中では、今年度、申請件数が301件。そのうち補助申請が130件ということでありましてけれども、この相談に来られたけれども補助に該当しないというような事例があったならば、その内容をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 補助の申請がありまして、私どものほうで審査した中で農集の区域だとか、対象外の区域が何か所かあったりしたのと、それから、六日町地域のほうで既に下水道が遅いということで、合併浄化槽の関係で補助を出したところが該当になったのを本人はちょっと忘れたということで、申請が出てきたものがありました。その部分が審査から落ちたというのが、何件か事例としてあります。以上です。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 若干関連しますけれども、最高20万円の補助というこの件についてですが、現に個別浄化槽を設置している人、それがつなぎ込まないでいたという例もあろうかと思いますが、通常下水道公共柵が来ていて、新規、要するに通常つなぐという感じで、そういう方々がどれくらいいたのか、ひとつお聞きします。

この補助金による効果についても、ひとつお聞きしておきます。先般、電話をいただいた方ですけれども、やはり非常にこの時期、私なりに説明はしてみたのですが、昔100万円もかけてつないだのに、今の20万円については非常に納得がいかないということを電話で受けました。それほどやはり接続は、要するに今度は事業が終わって使用料金で運営していく中で、やはりつなげていただきたいとそういった状況だという話をしても、なかなか納得していただけない

のですが、そういった事例というのは、下水道課自体にかなり来ているものですか。どうですか、ひとつお聞きします。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 まず、補助にかかわる部分ですけれども、去年、平成24年度で実際つなぎ込みの申込件数というのは、492件ありました。そのうちの260件が、補助の対象になっているという形です。その260件の内訳ですけれども、単独からつないだ方が200件、それから合併からつないだ方が57件、それから合併か単独か不明の方ということで、5件の方がいます。ですので、全体的にはそのつなぎ込み件数のうち、くみ取りだとかその他いろいろあるわけですが、つなぎ込みの中の51.7%の方が単独浄化槽からか、合併からという形になっています。

それからあと、補助の対象者に対する申し込みの状況ということですが、苦情その辺は、私どものほうもいただいております。何で合併のところだけかということもいただいております。この補助をつけたときも、補助の対象になったというか、制度にしたときもいろいろ議論がありました。

そういう中でこの部分を対象としたということになりますと、いろいろの時点でやっても、最初からそういう制度をつくっておけばよかったのですが、途中からやりましたので、その部分というのは必ず出てくるのだろうとは思っています。制度自体としてこういう制度をつくったわけですので、ご了承願っているというような状況であります。以上です。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほど聞いても、ごく明確な答弁でないわけですが、やはり昔は、大和の段階でも問題になった協定単価みたいな形があって、土木単価をはじいた形で非常に高額でつなぎ込んだという状況がありました。大体平均100万円だなというような話でして、今現在この制度は大体40万円が平均だろうということで、その半分を補助しようというこういう話は説明が当時あったかと思うのです。

私に電話をいただいた方は、100万円もかけて昔つなぎ込んだと。よほど大変なところだったのだねという話をしてみたら、そうではないという話でした。そういった中で非常にその情報を何らかの形で——この間は市報に出ていたわけでありまして、既につなぎ込んだ方の不満というのがあったなという気がします。

そうした中でやはり実情を、これこれこういう事情でどうしても普及が、こういう状況でこれを打開しなければならぬという説明が、どうも少なかつたのではないかなという気がします。要するにもう少し周知をして、納得いってもらえるような論を、やはり出しておくべきではないかなと思います。ただ、促進する、補助金がありますよというのが前面に出ていますので、そういう点ではこういった問題が出てきたのかなと感じましたが、所見を伺っておきます。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 個人のつなぎ込みにつきましては、非常に家によって費用がかかる家と、かからない家というのが大分あるかと思っています。去年の段階ですけれども、補助の申請が出てきたときに、どのくらいかかっているのかということで集計をしてみますと、大体基礎額

としては、1件当たり全部の総工事でいきますと平均で46万6,000円くらいかかっている。そのうちの対象になる部分で言いますと、20万2,000円くらいの基礎額になっている。実際、補助金を出した金額で言いますと、平均すると16万1,000円くらいの金額であります。

先ほど話がありましたけれども、説明不足だったということがあるかもしれませんが、制度としてそのときに、決め方についてどこで線を引くかということがあったわけですが、とりあえず今の合併浄化槽の部分で決めさせてもらった、ということでご了承願うよりしょうがないかなとは思っています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第79号議案 平成25年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は午後1時10分といたします。

〔午前11時53分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後1時09分〕

○議 長 日程第11、第80号議案 平成25年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第80号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、当初予算では計上できなかった繰出基準に基づく広域化対策分の新規計上、あるいは資本費平準化債の借入限度額を5,000万円追加計上するほか、給与減額支給措置に伴う人件費を減額計上するものであります。

収益的収入及び支出では、収入において広域化対策利息分950万円を新規計上、支出では給与減額支給措置に伴う人件費39万円を減額計上いたしました。

資本的収入及び支出では、収入において広域化対策元金分7,782万円を新規計上、企業債では資本費平準化債を改訂水道ビジョン財政計画どおり3億円とするため、5,000万円追加するほか、給与減額支給措置に伴う人件費12万円を減額計上いたしました。

また、資本的収入及び支出の収入不足既決額12億1,389万4,000円を、10億8,594万7,000



円に改めたいものであります。詳細につきまして水道事業管理者に説明させますので、ご審議を賜りご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは1号補正についてご説明を申し上げます。

補正の第2条から3条につきましては、実施計画明細書でご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。収益的収支でございます。収入では1款2項2目、一般会計繰入金でルールに基づく広域化分の利息分としまして950万円、新規計上でございます。支出でございますが、職員給与減額支給措置に伴い、職員給料から職員手当、法定福利費をそれぞれの目におきまして総額39万円ほど減額をするものでございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。資本的収支であります。収入では1款1項1目の企業債におきまして、平成25年度の減価償却の状況が明確になったということによりまして、水道ビジョンの財政計画どおり資本費平準化債を3億円とするため、平準化債を5,000万円ほど増額としたいものでございます。1款2項1目でございますが、広域化対策の元金分としまして7,782万円を新規計上でございます。先ほどの収益的収支の利息分と合わせまして、広域化分につきましては、ルール分の100%を今回新規計上するものとなりました。

支出でございますが、職員給与減額支給措置に伴いまして、人件費12万円を減額するものでございます。また、資本的収支におきまして、収入が支出に不足する額、12億1,389万円を10億8,594万円とするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。第4条でございますが、企業債の補正でございます。今ほどの説明どおり資本費平準化債を2億5,000万円から3億円としたいものでございます。第5条でございますが、議会の議決を経なければ流用できない経費ということで、職員給与費を今回の補正で51万円ほど減額をしておりますので、1億4,668万円とするものでございます。

続きまして5ページをお開きいただきたいと思います。資金計画でございます。資金の関係でございますが、42億1,572万円の受入資金に、支払資金のほうでは31億2,424万円となりましたので、差し引き10億9,148万円をもちまして、平成25年度の事業運営をすることとなります。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 9ページの広域化対策の部分であります。一般会計から繰り入れが行われたということで、企業団とすれば希望がやっとかなったかなという部分でありますけれども、今年度についてこれだけをやったということでもあります。要するに来年度以降、この部分についてこうしたいのだという財政とのやりとりがあったと思いますけれども、その辺の事情をお聞かせ願いたいなと思います。

○議 長 市長。

○市 長 広域化対策分につきましては、今までの間、それぞれの――それぞれとい

うか一般会計側の財政の都合もありましたので、不足をしていたということでもあります。ある意味、財政的な見通しも立ちましたので、当然でありますけれども、今回は入れて来年は入れないとか、そういうことにはならないように、これから財政運営をきちんとやっていきたいと思っております。ただ、不測の事態が生じた場合、これはちょっとまだわかりませんが、一応今のところはそういう予定を立てて、財政計画も組んでいるというところでありませう。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この部分は入れられたということでは、資本的な部分についての財政といえますが、多少は楽になったとしても、要するに高いと言われている水道料の部分、これに対して平成 25 年度について、若干なりとも影響は出るものかどうか、全くなしか。その辺の試算はなされたと思っておりますけれども、事情をお聞かせ願いたい。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 水道料の関係ということでもありますけれども、今回、平成 25 年度で資本費平準化債 3 億円が入る。それから、広域化分が 100%入ることになったとしても、今の水道料金の状況を比較しますと、収支を見た場合には、今の水道料金を 50%以上ですか、値上げをしないと収支が釣り合わないという状況になっています。この金額が入ったからといって、すぐに水道料金を引き下げるといった状況にはないと認識をしております。以上です。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 水道料の減免ということで今現在行っているわけですが、それについてもいろいろな条件があります。そこら辺に多少なりとも枠を増やしていくとか、そういうところの影響が多少なりとも出るのかということをお伺いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 平成 24 年度から福祉減免ということで始めました。今、水道課の内部で、できれば福祉減免の範囲をもう少し広げていきたいというようなことを検討しています。実際にそれが実現できるかどうかというのは、まだ今の段階ではちょっとはっきりは申し上げられません。以上です。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 平準化債が 5,000 万円、当初計画より増えるということですが、私はこの平準化債自体がやはり後年度負担につながると考えます。そうすると今ほど話があったように、さらに水道料金を引き下げるのが先に伸びるといった解釈をしてしまうのですが、その点どういうふうに思いますか。

当初計画ではなかった広域化対策も盛り込む、これについてはそれを盛り込まないと平準化債が借りられないからというようなこういった説明もあったわけですが、その辺をもう少し詳しく説明がないと、どうも納得がいかないのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 平準化債の関係でございますが、平準化債と言っても借金は借金です

ので、少ないほうがいいという認識は持っております。けれども、今の状況で言いますと、何回もここの議場ではお話をしているかと思いますが、平成 27 年度には今の水道事業の内部留保資金が底をついてしまうという状況ですので、どうしてもやむなく資本費平準化債で水道事業の将来的なやりくりをしなければいけないという状況になっております。

しかも、資本費平準化債を今のところ水道ビジョンでは、平成 25 年から平成 29 年まで総額 15 億円ということで一応予定はしておりますけれども、平準化債の 15 億円を入れたとしても、水道の企業債の残高は減っていくということでもあります。もちろん、水道事業債の残高が減ることを前提に、一応資本費平準化債を借りるということでは予定をしております。

平準化債がなければ、それだけ負担が少なくなることはもちろんでございますが、少なくなったからといって内部留保資金がなくなるということにはできませんので、やむを得ないことだと私は認識をしております。

それからもう 1 点であります。広域化分を 100%入れないと、平準化債のほうに影響が出るというようなお話でございますが、これは県あるいは国との協議の際に、少なくともルール分については、その 100%を入れてもらった上で平準化債を、という話にしてくださいというようなことで、県あるいは国のほうから話がございました。そういった事情を市長のほうにお話をしまして、市長のほうと協議の上でこういったような格好になったということでご理解をいただければと思います。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は確実に後年度負担が増えると。そして、本来であるならば、減価償却というものは普通の会社でいけば、内部留保という資金があって、そして再投資に向けるわけであります。借金をして、その本来の営業を補足し、さらに一般会計からそういった形でやらなければ会計が回らないというのは、どうみても平準化債などという考え方は当初の計画にはなかったことですよ。要するに、火の車だということを、私は指摘したいと思うのです。

その火の車に急にことしなったというようなことでは、私はないと思うのですけれども、やはりこういう見通しというのは当初からあったということですか。今までそういう話はなかったのですよね。ことしの予算の段階で「平準化債」という言葉が出てきて、平準化債とは何だと言うと、借金をして、要するに借金以上の返済はしているわけですから、それを弾力的に先延ばしするという感じに聞こえるのです。やはりこれはちょっと、もう少し手の打ちようがなかったのか。あるいは新規に 100%という形で、今回広域化対策を出したと言いながら、やはり本来やるべきことをやっておかないからこういう形になったと私は感じるところであります。ですから……

○議 長 岡村議員、いつも言っていますが、できるだけ簡潔に。

○岡村雅夫君 その辺を少しわかりのいい話をしていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 端的に言えば、火の車なのです。当然ですから。それで、手の打ちようが

あったか。手の打ちようはあったのです。何をするかと言えば料金を値上げする、ここしかなかったわけです。それを内部留保資金の食い潰しといいますか、そういうことの中で何とか値上げをしないでしのいできたということでもあります。そして今、企業管理者が触れましたようにこのままいきますと、もう平成 27 年には底をつく。そうなりますと待たないでありますので、値上げの方向はとにかく避けなければならない。

それから、資本費平準化債ということを経金の先送りかと言われれば、そういう側面もありますけれども、今、これ以上の水道料の値上げを押さえて、そして将来的に何とか下げられる方向を模索する中で、この部分が出てきたわけでもあります。これがまた該当するというのも国県のほうから提示いただきましたので、こういう形をとらせていただいた。

そして、極力また節減を重ねながら、先ほど触れました一気に全員の皆さんの水道料金を下げるといふことにはいきませんが、福祉減免的な部分をもう少し枠が広がらないか、こういうことをやっていこうということでもあります。

議員は、もうこの水道事業会計というのはよくご存じのはずで、当初からいろいろのことはおっしゃっていただいているわけでありまして、それは十分承知の上であります。別に今まで打つ手がなかったかと言えば、打つ手は水道料金の値上げ、これ以外になかったとご理解いただきたい。何かいい方法があったら教えていただければありがたいです。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は第 80 号議案、水道会計補正予算について、反対の立場で討論に参加させていただきます。先ほど申し上げましたように、当初予算では 2 億 5,000 万円を今回 5,000 万円増やした平準化債ということが、この 3 月からというと半年ですか、そういった中でこうした結果が出ているわけでもあります。これについて今ほど、以前から想定した手法だったかということをお問うたところでもありますけれども、手法としてはなかったと。あるとすれば水道料の値上げだということでもあります。

私はそうではなくて、やはりこの平準化債を許可してもうらために、本来やっておかなければならなかった広域対策の関係で、ルール分を今期新規に 100% やったということでもあります。私はこれをもっと以前から、あるいは当初高料金対策なんてこともありましたけれども、それはどんどん下がってきているわけでもあります。私はこれだけの大事業をした中でやはりルール分をきちんと繰り入れていたならば、もう少し変わった予測ができたはずであると考えます。

そういう点からしまして、ここに至っては水道料金 50%、さっき 70% という話も出ましたけれども、そういった値上げをしなければならないという話でのこういった提案は、私はいかがなものかと思えます。

私は以前から言っていますけれども、本来必要以上の、要するに見込みが違って今は稼働率が3分の1とまで言われているわけでありますので、そういった中で過大投資分については、やはりルール分以外にも、もっと一般会計で持つべきところがあったのではないかと考えているところであります。そういう点からしましてこういった方針は、私はいかがなものかなという立場で反対であります。以上です。

○議 長 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者に発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第80号議案、平成25年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第81号議案 平成25年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第81号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、収益的収支におきまして、東日本大震災に伴う国家公務員の給与減額措置に準じて、職員の給与減額を実施したことに伴う給与費の減額分を補正させていただき、資本的収支におきましては、新市立病院群の開設に向けた経費について、大和病院事業及び新病院事業それぞれに追加補正をするものであります。

最初に大和病院事業について申し上げますと、収益的収支においては、支出で給与減額支給措置による給与費794万円を減額し、収入では外来患者が減少していることから同額を外来収益から減額するものであります。

資本的収支においては、新病院で予定している電子カルテ等に対応したシステム構築を準備する必要があることから、支出において建設改良費の医療機器等購入費に5,360万円を追加し、収入では病院事業債でその財源を確保することから、企業債に5,360万円を追加するものであります。これによりまして、大和病院事業収益的収支及び支出の予定額を、それぞれ39億1,063万円とし、資本的収入の予定額を1億11万円に、支出の予定額を1億5,610万円に改めたいものであります。

次に新病院事業では、新病院開院に向け、綿密周到な準備を行い、円滑に開院を迎える必要があることから、病院移転に精通したコンサルタント業者に新病院移行計画、新病院運営計画等策定の業務ほかを委託させていただきたいと考えております。その経費として5,000万円を3年間の継続費として追加するものでありまして、平成25年度分として支出において

は建設改良費の委託料に 1,200 万円を追加、収入では繰入金の一般会計繰入金 1,200 万円を追加するものであります。

これによりまして、新病院事業の資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ 8 億 8,700 万円に改めたいものであります。あわせて、第 4 条で新市立病院整備事業委託に係る継続費に 5,000 万円を追加し、第 5 条で起債の限度額に 5,360 万円を追加したいものであります。

詳細につきまして大和病院事務部長に説明させますので、ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 最初に議案が差しかえになりましたことは、大変申しわけありませんでした。それでは詳細の説明を申し上げます。

第 1 条は総則でございます。第 2 条、収益的収入・支出の補正、第 3 条、資本的収入・支出の補正につきましては実施計画明細書で説明を申し上げます。

6 ページ、7 ページをご覧くださいと思います。収益的収支でございます。収入では 1 款 1 項 2 目、外来収益で、先ほどもありました外来患者数が減少していることから 794 万円を減額計上いたしました。支出におきましては、給与減額支給措置に伴い 1 目給与費におきまして職員給与、手当、法定福利費をそれぞれ節において総額で 794 万円減額計上いたしております。

次に資本的収支でございます。収入では 1 款 1 項 1 目企業債におきまして病院内の情報システム構築に要する経費の財源とするということで、5,360 万円の病院事業債を新規に計上し、2 款 1 項 1 目他会計繰入金では、新病院開院に向けて移行計画策定等のコンサルタント業務委託に要する経費の財源とするということで、一般会計繰入金を 1,200 万円増額するものでございます。

支出では、1 款 1 項 2 目医療機器等購入費におきまして、収入でも触れましたが、新病院で予定しております電子カルテ等に対応するシステムを構築する必要があるということです。これにつきましては、現在使っております個別の 4 つのシステムが老朽化しておりまして、そちらを新しく構築する費用ということで 5,360 万円を追加するものでございます。

また、2 款 1 項 1 目建設工事費におきまして、新病院開院に向けて円滑な移行と運営、病院事業でございますので切れ目のない診療といいますか、切れ目があっては困りますので円滑な移行をする必要があるということで、運営計画策定支援・開院移行計画の策定業務等をコンサルタント業者に委託する経費として 5,000 万円につきまして、3 年間の継続費を組み、平成 25 年度分の委託料として 1,200 万円を追加するものでございます。

2 ページをご覧ください。第 4 条、継続費の補正であります。先ほども説明させていただきましたとおり、コンサルタント業務委託に係る経費としまして、総額に 5,000 万円を増額し、総額を 33 億 5,000 万円とし、年割額を平成 25 年度、7 億 5,597 万円、平成 26 年度、25 億 8,102 万円に改め、平成 27 年度に 1,300 万円を追加するものでございます。

第 5 条企業債の補正であります。先ほども説明のとおり病院事業債を 5,360 万円増額す

るものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正であります。職員給与費を794万円減額することから25億3,591万円とするものでございます。

続きまして8ページをご覧いただきたいと思います。資金計画でございます。受入資金では、外来収益が794万円の減額になるものがございます。病院事業債5,360万円、一般会計繰入金1,200万円増額補正ということで、56億8,630万円となります。

支払資金では、人件費分の794万円を減額しまして、医療機械等購入費等を6,560万円増加したことにより54億3,731万円となりました。

差し引き2億4,898万円でございますが、このたびの補正受入資金・支払資金とも同額のため変更はございません。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。10番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、1点ちょっと確認というか聞かせてもらいたいのですけれども、院内情報システムです。何年か前、カルテをB版からA版にかえました。これから「うおぬま・米（まい）ねっと」のほうへのつながり等もあれば電子カルテ化を進めていかなければならない。今、5,300万円を入れて情報システムを構築するというのは、電子カルテが「うおぬま・米ねっと」に合うような、もちろん整合性はあるのでしょうかけれども、その準備段階なのか。ここでもうカルテ化を進めるというようなそういうものかですよ。

というのは、もうあと2年を切った中で移行するのですけれども、これは多分電子化みたいになると時間的なあれも相当かかると思うのです。そこら辺のスケジュールも合わせて、ちょっと内容的にもうちょっと教えていただきたい。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 システムの関係でございますが、新病院に向けて病院内では情報システム委員会というのが立ち上がっておりまして、それぞれのシステムを見直したり、それから電子カルテに対応するようにどういう作業をしたらいいか、どういうスケジュールを組んだらいいかということで現在検討を進めております。それには医療対策室も協議をしながらということで進めております。

今回は個別の4つの既存のシステムですけれども、それが老朽化しております。具体的に申しますと給食のシステムですとか、画像サーバーですとか、それから内視鏡のシステム、それから生理検査のシステム等が、今のままだと総体で電子カルテになったときに吸い上げられないということがございます。そういうところから老朽化してかえるところ、電子カルテがなくても順次かえていかなければならないシステムですけれども、その電子カルテを想定しながら改めていくということで、古い個別のシステムをかえていくということでございます。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 7ページの資本的収支の委託料で、コンサルタント業務委託料が総額5,000

万円ということです。さっと対策室長からこの間説明はあったのですが、こういった移行をする場合、要するにこういった業務委託というのは、今まで私は経験がない。まあまあ庁舎移転でも皆そういうことは、コンサルでなくてはできないということでしょうか。その辺、ある程度やはり職員が、それなりの想定をした形で策定をしていかないと、自分のものにならないというか、私はそんな感じがするのですけれども、その辺をもう少し説明をいただけますか。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 ただいまの件でございますが、新潟県におきましては、約1億円ちょっとコンサルを頼んでマニュアルづくりというのをやっております。一般質問でも議論があったところでございますが、例えば6月1日に開院をして、朝からそれこそ生死をさまよう患者が来た場合に、あさって来てくれとか、どこかへ行ってくれというわけにはまいりません。当然その200数十人の職員が、6月1日なら1日に行って、朝から自分の役割を踏まえた中で自然と身体が動くような形、こういう患者が来たらこちらへ誘導するとかそれがもうできないと、病院という患者の命を扱う部門で、いや相談してからとか、そういうことはまことにない世界だと思っております。したがって、コンサルを入れた中で……。

それともう1点でございますが、ゆきぐに大和病院は基幹病院と隣接しているわけですので、基幹病院の開院の当日までは100%の力であそこで病院を運営していくということが課題でございます。それはなぜかと言いますと、患者の移送というのが出てまいりますが、余り遠いところだとやはり患者リスクがあるわけですので、一番近い病院が最後まで頑張るといことだと思っております。その辺でシナリオをつくって、リハーサルを重ねて、きちんとできるように、これは大和病院で働きながらになりますので、当然夜中とか空いた時間ということを考えております。そういう微妙といいますか、難しいところがございますので、経験豊富なコンサルを入れてこうやりたいというところでございます。以上でございます。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この6月末現在での医業収益と医業費用という資料が出ていました。昨年度と比べて、単純でも1,300万円ほど悪化をしているわけですが、その中でも給与費が1,478万円の増、材料費が1,983円の増ということであるわけです。外来のほうが減っているという中で、こういう部分も医業費用自体についても、それにつれて減るのではないかなと思ったのです。そこら辺が増えてきているというところは、病気の種類にもよるのでしょうか、そういうところをどのように精査をしているのかなということ。

先ほどありました5,360万円の件でありますけれども、ごく一部の部分の更新ということでありましたよね、ですけれども総体で言った場合は、2年後、基幹病院が開院と同時に「うおぬま・米ねっと」がいよいよ本格稼動をするわけです。当然その時点でまた幾らかの支出をしなければ合わせられないというものもあるのですけれども、全体額として1億円から1億5,000万円くらいかなと思っていたのですけれども、そこら辺の費用の見積もりをしてい



るのかどうかお聞きします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 最初の給与費、材料費等々について説明を申し上げますが、6月末で区切っているということで、まだ平準化していない部分が当然ございます。給与費については、6月末まで常勤医が不足したような科もございまして、非常勤の医師の賃金が増えたり、それから、職員の給与も当然毎年昇給といたしますか上がっている部分がございます。7月、8月を見ますと、若干その幅が落ちているということがございます。もう少し期間をみて、ほかの外来等の関係も含めて見ませんと、確定的なことは申し上げられませんが、そういう傾向が出ていることは確かでございます。

それから、材料費も薬品診療材料とも購入とか使用のタイミングというのもございまして、ある程度長い期間というか半年くらいのスパンを見ないと、ちょっと出入りがあるというのはございますが、総じてこここのところの傾向としまして、薬品費ではやはり抗がん剤の治療というのが結構行われるようになっておりますし、リウマチの治療等も頻繁に患者が増えていくということで行われておりまして、高い薬品が使われているという傾向がございまして、

ということで、経費の動向については説明は私のほうからさせていただきましたが、「うおぬま・米ねっと」の関係、それから新病院の電子カルテの関係につきましては、対策室のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 ただいまのご質問でございますが、今入れる機器といたしますかシステム費でございますが、電子カルテにつなぐ前にオーダリングシステムというのを入れます。というのは、電子カルテにつなげるシステムを入れるというのが一番でございます。今、多分入れるのがPACS（パックス）をちょっと直す——PACSは画像システムになっております——このほかに入れていく一番難しいというのが、看護システムを入れるというのが一番でございます。今は確か画板を持って検温をして手書きですが、それをコンピューターに全部打ち込みながらいくということでございます。

電子カルテの費用でございますが、基幹病院では10数億円今予定をしております。うちの病院クラスですと、安ければ3億円、ちょっと高いので5億円かなというところですが、今基幹病院がどこの業者の電子カルテを入れるかをちょっと注目しておりますので、当然数が重なればまた価格的なメリット性も出てまいりますので、その辺をしたい。

それから、電子カルテを入れる一番のメリットでございますが、一般的に言われているのが診療報酬といたしますか、記載漏れがあったりするわけですので、それがなくなると大体診療の報酬が5%から10%収入が伸びると言われております。

一番が多分病棟で、例えば排便の処理であれば何点とか、たまたま書き忘れればもう落ちるわけですので、そういうのがなくなるのがメリットと一般的には言われています。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 81 号議案、平成 25 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 82 号議案、市道の路線変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは第 82 号議案、市道の路線変更についての提案理由をご説明申し上げます。

市道の路線変更としまして、2 路線の起終点の変更を提案するものであります。1 路線はその他市道、杉ノ島特養線であり、もう 1 路線はその他市道、特養線であります。この 2 路線は現在、県立六日町病院の周回路線と、特別養護老人ホームみなみ園への乗り入れ路線であります。南魚沼市立六日町病院、仮称であります。この建設に伴いまして市道の 2 路線が支障となることから、起終点を変更するものであります。なお、起終点の地番、延長、幅員、主な経由地は、議案の 1 ページのとおりであります。

それでは、資料の図面によりましてご説明させていただきます。3 ページをご覧ください。図面番号 1、杉ノ島特養線であります。市道の杉ノ島線からの起点につきましては変更ありませんが、終点を県立六日町病院入り口から、みなみ園入り口に変更するものであります。なお、変更後の延長は 634 メートル、幅員は 3.4 から 6.0 メートルであります。

次に、4 ページをご覧ください。図面番号 2、特養線でございます。市道杉ノ島線からの起点ですが、現在の位置から 40 メートルほど西に移動しまして、終点を、先ほどご説明しました杉ノ島特養線とするものであります。起終点を変更するものであり、変更後の延長につきましては、145.7 メートル、幅員は 8 から 12 メートルであります。

簡単ではありますが、これで説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 82 号議案、市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 83 号議案、工事請負契約の締結について(大原運動公園多目的グラウンド改修工事)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは 83 号議案についてご説明申し上げます。

本件は、平成 25 年 8 月 14 日、先月でございますが、制限付き一般競争入札に付しました、大原運動公園多目的グラウンド改修工事につきまして、工事請負契約の締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案をご覧になっていただきたいと思えます。1 の契約の名称でございますが、工事番号がスポ公園多第 1 号 大原運動公園多目的グラウンド改修工事であります。2 の契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札であります。3 の契約金額、4 億 7,250 万円でございます。契約の相手方は、セルテック・笛田・元店特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は、議案のほうへ記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、3 ページからになります。3 ページから 6 ページまでが仮契約書ほか添付書類の写しでございます。ご覧いただきたいと存じます。

それから 7 ページをご覧ください。入札調書でございます。入札参加は 2 つの企業体でありまして、税抜きで 4 億 5,000 万円ちょうどの落札価格でございます。セルテック・笛田・元店特定共同企業体が落札いたしました。落札率は 98.5%でございます。

めくっていただきまして、8 ページをご覧ください。工事概要でございます。1 の名称、場所それから 3 に施設概要として施設の規模、それから仕上げ等が、4 の工事概要では、工種別の施工面積、延長等が記載されております。既に議案のほうを皆さま方ご覧になっておられるかと思えますので、説明は割愛させていただきたいと思えます。次の 9 ページには一般平面図ということで添付しておりますので、あわせてご覧いただければと思えます。

なお、基本設計時でございますが、グラウンドの中に全天候型舗装の 110 メートルほどの直線走路 4 レーンが計画されておりましたが、実施設計の段階で、それこそ野球のフィールド、サッカーコート的位置取り、それから使い勝手の点、それから利用者団体——陸上協会等を主にするところでございますが、との意見交換等を踏まえまして検討を行った結果、設

置はしないということといたしましたので、申し添えさせていただきます。

また、本件に付随してスポ公園多第2号 電気設備工事についても入札を行いました。6つの企業体が入札参加をされまして、税抜き価格で3,340万円、落札率にいたしますと99.7%、落札者は富山・研電舎特定共同企業体でございました。あわせてご報告申し上げます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 今ほどの説明の中にあつた直線送路4レーンがなくなったという件ですが、このことは確か、市民に向けて広報等に挟んで、基本計画の段階でお知らせをしてあるという部分です。今回なくなったわけですが、聞くところによれば2月にもう決定をしたということが、今になって初めて報告があるみたいな形になっているのです。市民に向けて変更になったということを、どういうふうの説明をするのか、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 今ほど総務部長のほうから説明がありましたように、当初の予定はそういうことをしておきましたが、再度いろいろ検討をさせていただいたり、それから陸上関係の皆さん方からは、2月ですか3月ですか、当初のうちからこのレーンはちょっと必要ないということはおっしゃっていただいていたのです。けれども、でき得れば、設計上で許されれば設けたいという思ひもありまして、ああいう形でやっていたわけですが、結局それを設けることによって芝の部分の切れ目とか、あるいは野球、サッカーをやるときに、その部分に急に足を踏み込むということになりますとけがの恐れもあると、こういうようなことから総体的に判断をさせていただいて、その部分は削除しようということであります。

市民の皆さんにお知らせという部分がちょっと遅れておりますが、改めてその部分はきちんとお知らせをしたいと思ひておりますので、ご理解をいただきたいと思ひております。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 私は委員会の席で気づいて話をし、その後担当部所とも話をさせてもらいました。きょうの説明の中で当然そういう部分まで触れていただけるものだと思ひていたのですが、なかつたので質問をさせてもらいました。非常に議論のあつた公園整備、確かに野球場に特化はしていますが、市民に向けて議場での議会の中でもいろいろな議論があつて、この多目的グラウンドについても、25番議員から400メートルトラックの非常に強く話があつたり、また、ほかの議員からもいろいろな部分で話があつたわけですが、議会にも説明もないまま、まあ発注になって初めてわかつたみたいな部分です。特に野球場に関連して、先ほども言ひましたが、市民に向けて各戸に配布をしてまで公園整備、運動公園はこういうふうになりますというのでやつたわけですが、当然市長は市政懇談会でもそういう話をされてきたわけですが。

やはりきちんとした形で市民に向けて説明をしておかないと、でき上がってからいろいろ

「なんだ、あのときの約束と違うものができたではないか」ということにもなりかねません。陸上関係者という話がありますが、中学生、高校生は非常に楽しみにしていたわけです。いいものができる、我々があそこに行って、わざわざ十日町まで行かなくても練習ができるという部分では期待をしていたのですが、それがなくなるということ。多分、陸上競技の協会の関係者にすれば、400メートルのトラックができないのに、直線の4コースくらいあっても何の意味もないのだという感覚なんだろうと思いますが、そういう部分も含めてやはりきちんと説明をしていただきたい。

教育長には、ではあそこにできないのだったら、中学校くらいはそういうコースを設けて、高校生も利用できたりするような形で、今後検討してもらいたいという要望もしておきました。その辺も含めてまた検討いただきたいし、市民に向けての説明部分をもう1回お答えいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 議員にご指摘いただいたとおりでありまして、我々もやや、陸上関係という部分を非常に重視しましたので、ご承知のように城内中学校の前校長先生がその代表者みたいな形でありまして、中学校の教諭でありながらそういう部分も兼ねていたという形の中では、子どもたちのその部分にとっても必要がないというようなことを伺ったということが、非常に強い決め手でありました。

ただ、今、議員がおっしゃったように、我々がきちんとしたその後の対応を怠ったということでありまして、非常に申しわけなく思っております。事後でありますけれども、きちんと説明をしてご理解いただくように努めなければならないと思っております。

それから、代替施設であります。これは教育長からその話は伺っておりますが、まだ検討に入るということではありません。これがどこの学校かということも含めて、本当にできるのか否か、これもまだ全く検討しておりません。今その件については、ある意味将来的に希望があるとはまだ私が受け止めておりませんが、これはまた教育委員会のほうとよく話をしながら、ご期待に添えるか否かは別にして検討だけはさせていただきたいと思っております。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、全面ロングパイル人工芝ですけれども、要はサッカーコートで少年野球をするという形になるというわけですよ、ここが。それで少年野球のほう了解しているということでしょうけれども、本当にそれでいいのかなというのがあります。

もう1点は、来年度合併10周年ということでイベントが企画されるわけです。工事自体は多分グラウンドのない部分であるので、その外周云々について使用については、それほど差し障りが出ないのかなとは思いますが、けれども、この外周云々については、いつ頃から使えなくなると、これくらいから使えるだろうというようなところは、多分もう計画されているのではないかと思いますけれども、そこら辺を教えてください。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 工事に際しましては、本年度ここで議決をいただきましたら、本年度から準備工、起工測量等に入りってまいりたいと思っております。工事につきましては単年度仕上げ——単年度といいますか来年度中に完成を目指してございます。雪が消えると同時に、多目的グラウンドにつきましては工事のほうは対応をさせていただきたいと思っておりますので、雪消え後から使えなくなるという状態になってまいります。そして、来年度いっぱいをかけて工事のほうは完成をさせまして、再来年の春から皆さま方からご使用いただくような体制で、工程管理をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長 19番・牧野 晶君。

〔「人工芝のほうはまだです」と叫ぶ者あり〕

○都市計画課長 失礼しました。人工芝のほうですが、これにつきましては、サッカー並びに野球にも使える多目的に適した人工芝を採用してございます。これにつきましても今はいろいろな製品がございまして、ポリエチレン製でできております製品でございまして、以前はモノテープ式のフィルム状にしたやつを裁断しながら、人工芝に仕上げるといったような形状が多かったわけですが、これはやはりサッカー側におきましては、毛足が寝てしまう、球足がどうしても速くなってしまふ、そういったような特性もあります。今、製品はいろいろな形状のものが作製されてできております。

今回私どものほうで採用してございますのは、モノフィラメント式、材料から引き出して1本繊維で作り出す工法でございまして、毛足が非常に寝ないという特性も持っております。これらにつきましては、私どもは試験施工もし、一冬実際雪の下にもして、どの程度毛足が寝るのかということも確認した上で、サッカー並びに野球、両方使えるような多目的なロングパイル人工芝を選定したつもりでございまして。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 人工芝の説明は、もう随分前から聞いておりました。要は、少年野球がそれを了解しているということは大丈夫かなということ。使用する少年野球側のほうが了解をしているというのは、大丈夫かなということ。それから聞いたのは、中のほうの工事ではなくて、周りの道路です、問題は。上のテニスコートもあります。野球場は完成するそうですけれども、そこへ行く道路云々については、来年度はどの程度、ここは通れない、いつ頃から使えるというような計画ができていくのかということ。です。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 はい、大変説明のほう落ちていた部分がありました。失礼いたしました。工事のほうにしまして、外周部分につきましては、今度は多目的グラウンドのほうの工事が主になりますから、県道側からの出入りをメインの出入口として考えてきています。実際はあれだけの大面積のところを、工区を幾つかに分けて設定して工事を進めませんと、単年度で仕上げるのは無理になってございまして、現在の構内道路側、いわば野球場側からの出入りも想定しなければいけません。それにつきましては、また工事業者と相談をしながら、利用者の皆さん方の安全確保ができるような仮設対応等も考えて中で、一部交通規制

などもさせていただかなければいけない場合もございましょうけれども、利用者優先的の構内道路のほうにつきましては控えの形態で、工事のほうの進捗には努めてまいりたいと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 少年野球連盟の皆様を一堂に集めて、明確な説明会をしたということではございませんけれども、野球連盟の皆様、それから折に触れて少年野球の指導者の皆様にも、こういう形状の人工芝を使って、こういう2面を取れる形の多目的グラウンドに改修をするという話は、折に触れて説明をさせていただいておるところでございます。

○議 長 先ほどはすみませんでした。19番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ非常に念願のものができるということでありがたいのですが、よく言われていたのが、ここをやることによって、それこそちゃんと今まで整備していたいろいろなほかのグラウンドについて、その都度言えば大体直してくれていますけれども、メンテナンスがほかのところに影響が出ないかというのを心配する声もあったわけです。そのところはどうなっているのか。

あと、こういう提案がちょっとあったのですけれども、この砂は非常にいい砂だと聞いていたのです。これを、石打トレーニングセンターのグラウンドがちょっとでこぼこしているの、そういうところに持って行ったらどうだとか、いろいろな声があったりもしたのです。そういうふうにして、あるものを利用する。運搬費はかかかるとは思いますけれども、新たに買ってやるよりもどうなのか。ちょっとそういう点はやったことはないですけれども、でこぼこを直していくとか、そういう点についてどう考えていられるのかお聞かせいただきたい。

あともう1個は、野球にしるサッカーにしる、いろいろな備品を買っていくわけです。そういうものの要望が上がっていると思うのですけれども、せっかくやるのであればしっかりとした対応を……。グラウンドはいいけれども備品がよくなかったということになると、せっかくつくってもいろいろな不満が出てくると思うのです。そのところをオープンに合わせてやっていくとか、どういうふうを考えているのかをお聞かせいただければと思います。しっかり団体と協議していくのかどうかについてお願いします。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 では、グリーンサンドのほうについては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。グリーンサンドのほうも、当然路盤工、暗渠排水が有効なように精製をしてみなければいけません。現在、現地に入っているのは良好な良質材だと思っておりますので、現在の設計の中におきましては、その表面土を剥ぎ取りまして、ほかの施設のほう——うちのほうでは石打のトレーニングのグラウンドを想定してございますけれども、それを剥ぎ取りましてそちらへ持って行って転用するというところで、現在設計積算をして発注をさせていただいているという状況でございます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 最初の質問でございますけれども、大原のほうに力を入れ過ぎる余り、ほかのところのグラウンドとかそういうところが手薄になるのではないかとということでございましょうか。（「そうです」と叫ぶ者あり）はい。正直言いまして、市全体の予算の枠組みもありますので、100%全て良好なベストの状況で維持するという事は難しい部分もあるかと思えます。けれども、それは大原に力を入れ過ぎる余り、ほかのところをないがしろにするという意味は決してございません。全て平等に力を入れてやっていきますので、よろしくお願ひします。

備品につきましても、今後整備をしていく中で、関係団体の皆様、サッカーの皆さん、少年野球の皆さんの話を聞きながら、できる限りの対応をしていきたいと思ひますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 入札結果ですが、98.5%、また電気工事については99.7%ということですが、これについての感想をまずお聞きしておきます。

それから、2期工事に計画されておりましたアクセス道路等も、もう既に発注済み、野球場のときにあったと思うのですけれども、そうすると、私はいつかも申し上げましたけれども、大体機能的にはそこで一区切りができるなという感じがしました。そうした中で今ほど陸上レーンの問題とか、あるいは陸上競技ができる、公認とは言わないけれども、公認並みのグラウンド整備もというようなお話。それから、中学校の統合に絡む出費等を考えた中で、2期工事については様子を見る、あるいは先延ばしするような形を私は考えていくべきではないかなと感じました。その点も伺っておきたいと思ひます。

それと若干出ましたけれども、少年野球の、野球のあんばいで、そこで2つ試合を——2面あるということは試合が2つできるわけであります。トーナメント等でやっていく中で、異質のグラウンドですよね、1面、2面で。そうした中で、果たしてこういうのでいいのか。私はサッカー主流の考え方の、まあまあグラウンドになってしまったなという感じがするのですが、その点をお聞きします。

もう1点は、ジョギングコースが残ったということですが、指定管理で使用料規定があります。市民がちょっと外周を回ってジョギングをしてみたいなという程度のものは、どういった料金設定になるのか。ひとつ自由にやってくださいというような感じなのか、そういう点をついででありますので聞いておきます。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 2期工事の件であります、ご承知のように今、県立の武道館誘致の名乗りを上げておまして、今の多目的グラウンドの上流部といいますか、筑波大学用地を私どもは想定をしているわけであります。もし、それがそこに決定をしたということになりますと、私どもの第2期工事は大幅に変更といいますか、県からやってもらう部分がいい加減いっぱいになるのか、それはちょっとわかりませんがそういうこともございますので、今2期工事についてどうするこうするということは、ちょっと明言できませんので、それは



ご理解いただきたいと思ひます。

そう遅くない時期に一応決定はいたしますので、決定した際、もし漏れましたら、今までの計画をもう一度きちんと精査して、不必要と思われる部分は当然カットしていきまひすし、また必要部分が増、増になるかもわからない。これはわかりません。今のところはそういう予定であります。

それから、少年野球とサッカーでありますか、私の考え方は、多目的のほうはサッカー主体というくらいに考えて一応提案をさせていただきました。こちら側へ1面クレイコートで本当に野球がきちんとできるような部分というのはとりますけれども、全面芝の上というのは、やはりサッカー主体ということが、私はこれから運営していく上では重要だと思ひております。

当然、野球を2面でやる場合でも同じ条件で、片方は全部芝の上。これは試合は同じ条件でやるわけですので、それについての不平不満というのは出ないと思ひますけれども、やはり全部野球ということではなくて、サッカー主体くらいに私は考えて整備をさせていただこうと思ひておりましたので、その点もご理解いただきたいと思ひます。

他の点については、入札率は、総務部長が妥当だこうだなどと確か言いづらひので、私がお答え申し上げますが、ご承知のように今は予定価格公表をしながら……（何事か言う者あり）そうなのか、知らなかった。失礼しました、これは違ひったそうです。大体そうやっていたので。落札率が高いからどうだ、こうだということは、私はある意味高いほうを——高いほうがいいということではないですけれども、やはり業界の皆さん方がそれなりの需要といひますか積算をしてやっているわけですので、私はこのことについてちょっと高いから変だとかということは、今は全く思ひったことがございませひ。99.8%というのは、それは積算技術がすばらしかったということだろうと思ひておひます。

どういふその競争原理を働かせるかということ、これはやはり考えていかなければなりませひので、今後とも注視はしてまいりませひけれども、落札率が高いからこれは変だといふ形は、余り私は考えておりませひし、今までもそういうことはなかつたよふ気がしておひます。この予定価格を公表してないといふのが、私がちょっと知らなかつたのですみませひでした。これは違ひったそうであります。あとはそれぞれ答弁申し上げます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 外周の弾性舗装の外周走路でございませひけれども、1周大体580メートル程度、大体幅が2メートル程度でございませひ。この部分につきましては、市民の皆様が無料で自由に使ひていただけるエリアだと考えておひます。以上でございませひ。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2期工事については、武道館の絡みもあるといふよふな話でしたが、私はある程度概要がきちんと利用形態が成るのであるならば、ばかに入札効果があつて予算が、といふ話であればともかく、そうでもないよふでありますので、私は精査をしていただきたいと思ひておひます。

そうした中でやはり陸上ですよ。公認の陸上競技場ということになると、本当に施設から何から大変な整備がかかります。一般的な旧大和中学校くらいのものであれば、格納施設もまあまああるわけでありますので、早急にやはり取り組む必要があると私は思います。

さらに今の、野球場でなくてサッカー場を主体としたということであるならば、やはり野球場を——少年野球とかいろいろブームがあります。そして競技もあるわけでありますので、ここに全部特化したことではない形での、やはり2面くらいをきちんと持った野球場というのは、今現在、二日町にもそれなりにありますけれども、そういった部分の整備はきちんとしておくべきではないか。そうすることによって、ここの利用度が競合しないということになるのではないかと考えます。

あと、ジョギングコースについてはいいことではないかなと思いました。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 陸上競技用のトラックといいますか、その整備ということは先ほど副議長からもお話があったわけでありますが、当然、もしやるとすれば学校施設以外は考えられないわけでありますので、それは先ほど触れましたように、教育委員会とよく相談をしなければなりません。

ただ、このことを今進める前提ではなかったわけですので、それはどうなるかはわからないということでご理解いただきたいと思います。さっきも牧野議員からお話がありましたように、他の施設、これもきちんと整備をしながら、今議員おっしゃっていただいた競合ばかりして、抽選で漏れた、漏れたなどということがどんどんと続くようでは困りますので、その点についても十分配慮しながら行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第83号議案 工事請負契約の締結について（大原運動公園多目的グラウンド改修工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第85号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 市長。第85号議案につきまして、提案理由を申し上げます。

このたび人権擁護委員として5期15年間にわたりご尽力をいただきました南魚沼市人権

擁護委員協議会副会長の貝瀬幸子さんが、平成 25 年 12 月 31 日付で任期満了となり退任をされる予定であります。貝瀬さんの後任といたしまして、高橋文子さんを人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に推薦するにあたり、議会のご意見をお伺いするものがあります。

高橋さんは長い保育士経験を有し、人格、識見ともに優れておられる方であります。なお、任期は平成 26 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、またもろもろのご意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 85 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦については、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員、よって、第 85 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 2 時 50 分といたします。

〔午後 2 時 28 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後 2 時 50 分〕

○議 長 日程第 16、第 66 議案 平成 24 年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 66 号議案につきまして提案理由を申し上げます。

平成 24 年度の一般会計決算は、歳入総額 360 億 1,684 万円、歳出総額 350 億 1,609 万円、歳入歳出差引額が 10 億 75 万円でありました。繰越事業に伴う繰越財源 1 億 3,534 万円を除いた実質収支額は、8 億 6,541 万円の黒字となりました。前年度実質収支額 7 億 2,110 万円を差し引いた単年度収支は 1 億 4,431 万円となりましたが、ここから財政調整基金の取り崩し額 1 億 6,439 万円を差し引いた実質単年度収支は、2,008 万円の赤字であります。

前年度との比較では、歳入で 9 億 8,848 万円、2.8%、歳出で 9 億 7,435 万円、2.9%の増額になっております。実質単年度収支の 2,008 万円の赤字は、所信表明の際にも申し上げましたように、前年度が確か 6,000 万円を超えておりましたので、改善をしているということでもあります。

前年度決算と比較いたしまして増減の大きな項目といたしましては、歳入では豪雨・豪雪災害により特別交付税が割り増しとなりました。前年度に比べて地方交付金全体で2億6,305万円の減額となったところであり、また、前年度繰越金が3億345万円の増額となり、財政調整基金をはじめとする基金繰入金は3億437万円の減額となりました。

歳出では、合併振興基金の限度額の変更に伴い、将来に備えて16億1,590万円の積み増しを行いました。

病院事業会計補助金につきましては、資金不足解消分も含め、2億7,086万円の減額となりました。国民健康保険特別会計へは、税額据え置きにより前年を上回る法定外繰出金1億5,000万円を予算計上したところではありますが、国保税の収納率改善と療養給付費が予算額を下回ったことなどの理由により、前年に引き続き全額未執行となったところでもあります。

豪雨災害復旧費では、繰越事業及び関連事業を含め約27億3,000万円の執行減となりましたが、予想以上の件数によりまして一部3年目へ持ち越しとなっております。除排雪経費につきましては、3年続きの豪雪となりまして前年度より9,100万円ほど減少いたしましたが、15億2,000万円を超える支出となりました。

投資的事業では、大原運動公園整備事業が3年連続事業の1年目を終了し、図書館建設事業も2年継続の1年目が終了となりました。消防庁舎新築事業につきましては、駐車場及び外溝工事を完了し、3か年の継続事業を終了いたしました。そのほか特別支援学校建設事業、職業訓練施設耐震改善、藪神小学校大規模改修、西五十沢保育園及び赤石保育園の大規模改修、学童クラブ施設の整備等を実施完了いたしました。

市民税では、個人・法人合計で前年度対比2億3,865万円の増加となりましたが、固定資産税は家屋の評価がえと宅地の下落修正によりまして6,998万円の減額、都市計画税は税率改正によりまして6,558万円の減額となったところでもあります。市税全体では1億172万円の増額となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率4指標のうち、懸案とされております実質公債費比率は、計画に沿って順調に低下しております。平成24年度決算に基づく実質公債費比率は、17.5%と昨年度から1.6ポイント減少し、当面の目標としておりました18%を下回ることができました。

今後も経費の削減に努め、財政の効率化・健全化に努め、総合計画の着実な実施を図ってまいりますので、より一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

概要につきましては、総括を総務部長に、個別部分につきましては各担当部長等に説明させていただきますので、ご審議をいただき認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは平成24年度の南魚沼市一般会計の総括についてご説明申し上げます。第66号議案資料として一般会計決算説明資料というのが配付いたしておるところでございますが、お手元をお願いしたいと思います。

歳入、歳出の決算それから大きな項目については、市長の提案のとおりでございます。平

成 23 年の新潟・福島豪雨による災害復旧の継続、それと昨年度に行われました国の経済対策、補正予算による追加もございまして、翌年度繰越額は前年度とほぼ同規模の 40 億円超となる決算でございました。総括といたしましては、当市の標準財政規模からして、予算執行規模が大きくなっている状況が継続しているということが、今年度の決算の特徴としてあげられるかと思えます。

それではお手元の資料に従って款別決算額の主な比較ということでご説明をしたいと思えます。3 ページをご覧くださいと思います。まずは歳入でございまして。左から款、年度、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額の比較、収入割合、収入済額の前年度比較増減欄の主な内訳等の順に記載されております。主に収入済額の欄でご説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

第 1 款市税でございまして。収入済額で、76 億 3,391 万円ほどでありまして、先ほどの提案理由にもございましたように、前年比較で 1 億 172 万円ほどの増額決算でございまして。税目別で申し上げますと、右端の内訳の欄に記載されておりますが、固定資産税で 6,900 万円ほどの減、都市計画税は税率改正により半減で、これも 6,900 万円ほどの減になりますでしょうか。ただ、市民税では 2 億 3,865 万円ほどの増でございまして、市税全体をカバーした形で、先ほど申し上げました 1 億 172 万円ほどの増額となっております。

続きまして第 2 款地方譲与税でございまして、自動車重量譲与税及び揮発油税を財源として交付されます地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、それから旧法でございまして地方道路譲与税で構成されているものでございまして。3 億 3,563 万円で、前年度に比べて 2,352 万円余りの減額となっております。

第 3 款利子割交付金は、1,580 万円弱で 385 万円ほどの減でございまして。

第 4 款配当割交付金では、94 万円ほどの増、5 款の株式等譲渡所得割交付金では、24 万円ほどの増、第 6 款の地方消費税交付金では、295 万円ほどの減、7 款の自動車取得税交付金では、1,463 万円ほどの増となっております。

ここの今申し上げた部分につきましては、消費、経済活動の多寡により増減する交付金収入でございまして。ことし 4 月には、いわゆる「大胆緩和」というのがございまして、それ以降の 7 月、日銀総裁が 2 年半ぶりだそうですが、「緩やかに回復しつつある」という景気回復宣言をしたところでございまして。ただ、この決算の状況を見ますと、まだまだ当方のところで実感できる状況ではないと思うのですが、久しぶりに期待感も持てるような状況でもあるのかなというのが感じられるところでございまして。

第 8 款地方特例交付金でございまして。内訳欄に記載はございませんが、平成 24 年度からは減収補填特例交付金は住宅ローン控除分のみとなりまして、前年度と比較しますと 6,649 万円ほどの減となりました。

第 9 款地方交付税では、2 億 6,305 万円ほどの減でございまして、記載のように普通交付税では、5,667 万円余り、特別交付税では、1 億 9,618 万円ほど、震災復興特別交付税分は皆減となりましたので、1,019 万円ほどの減という内容でございまして。

続きまして第 10 款交通安全対策特別交付金、これはご存じのとおり反則金を主に事故件数などによって按分される交付金でございます。853 万円ほどの収入額でございます。前年度から 46 万円ほどの減となりました。

第 11 款分担金及び負担金でございます。右の内訳欄に記載でございますように、前年度に比べ分担金では、119 万円ほどの減、負担金では、850 万円ほどの増でございます。差し引き款全体では、735 万円ほどの増額となりました。保育園入園負担金、つまり保育料でございますが、その増が主なものでございます。この款では収入未済額 2,818 万円と規定されておりますが、これも保育園の入園費負担金が主なものとなっております。

めくっていただきまして、次の 4 ページをご覧くださいと思います。12 款使用料及び手数料は、5 億 3,591 万円ほどで、前年度に比べますと 2,180 万円ほどの減でございます。内訳欄記載の使用料の減 357 万円ほどは、環境使用料の浄化槽汚泥等処理場使用料でございますし、トミオカホワイト美術館が指定管理に移行したことによる、教育使用料の減が主なものとなっております。手数料の減 1,823 万円ほどでございますが、可燃ごみ、不燃ごみの処理手数料の減を主なものとするものでございます。収入未済額が 1,512 万円ほどとなっておりますが、これにつきましては住宅使用料を主なものとするものでございます。

次の 13 款国庫支出金でございますが、収入済額は、29 億 4,300 万円余りでございまして、前年度対比 6,685 万円ほどの減額でございます。主な増減の要因といたしましては、国庫負担金では、民生費の子ども手当等国庫負担金が 1 億 9,000 万円余りほど減となりましたけれども、教育費での特別支援学校新增築事業で 7,525 万円の皆増がございました。災害復旧事業、平成 24 年度への繰越明許分など 2 億 9,807 万円ほどの増もございまして、記載のように 2 億 6,112 万円ほどの増ということでございます。

国庫補助金では、地域活性化・きめ細やかな交付金事業というがございましたが、それが一旦完了でございまして、総務費、農林水産業部分の 1 億 7,837 万円ほどが皆減となっております。土木費の部分では、社会資本整備総合交付金、まちづくり交付金などで 8,155 万円ほどの減、災害復旧の部分では、廃棄物処理施設災害復旧事業が完了減で 6,800 万円ほどの減がございまして、結果として 3 億 2,667 万円ほどの減となっております。収入未済額が 10 億 9,131 万円ほどとなっておりますが、災害復旧費国庫負担金で 4 億 544 万円ほど、国の経済対策、補正予算に係る社会資本整備総合交付金 6 億 186 万円ほどが、主たる要因となっているものでございます。

第 14 款県支出金でございます。収入済額は 27 億 9,935 万円ほどでありまして、昨年度に比べますと 1,213 万円ほどの増でございます。増減の主な要因といたしましては、負担金では災害救助法に基づく災害救助費の負担金の減が 1 億 1,632 万円ほどでございます。昨年度の震災、豪雨、豪雪の部分でございました。

それから補助金では市町村合併特別交付金が、9,160 万円ほどの減、緊急地域雇用創出特別基金事業補助金が 1 億 557 万円ほど、林業費補助金では 1 億 1,649 万円とそれぞれ減になってございまして、農林災害復旧事業補助金が 4 億 990 万円と増となったことで、補助金全体

では7,712万円余りの増となりました。

委託金では、昨年度の衆議院総選挙、新潟県知事選挙交付金の皆増でございまして、5,133万円ほどの増となっております。収入未済額はここも大きいものがございまして、11億177万円ほどとなっておりますが、介護緊急基盤整備等臨時特例交付金の1億2,528万円、農林災害復旧事業補助金の9億973万円ほどが主たるものでございます。

第15款財産収入は2億3,658万円ほどで、前年度に比べて1億2,522万円ほどの増額でございまして、右端、内訳欄に記載のございます運用収入では、510万円ほどの増額でございまして、土地貸付料、それから施設貸付、これは光のIRUの基本契約料でございまして、そのほか基金の利子収入が主なものでございます。

売り払い収入のほうは土地の売り払いでございまして、浦佐幼稚園の跡地売却等で1億2,011万円ほどの増となっております。収入未済額がございまして、前年度と同様、土地貸付料の滞納分でございまして、今年度、若干でございまして納付がございました。

それから第16款寄附金でございまして、472万円ほどで、前年度2,535万円ほどの減となっております。前年度は東日本大震災、それから豪雨災害に見舞われたこともあって、今年度は減となっております。

第17款繰入金6億2,175万円余りは、前年度に比べ2億228万円ほどの減でございまして、特別会計繰入金で城内診療所、下水道特別会計で1億17万円ほど皆増となりましたが、財政調整基金を主に基金繰入金が3億438万円ほどの減となっております。

第18款繰越金でございまして、収入済額9億8,663万円ほどございまして、前年度純繰越金が7億2,101万円ほどで、前年度比3億345万円の増、繰越明許費等の充当分が、2億6,528万円ほどで、前年度比1億2,030万円ほどの減額となりました。

第19款諸収入は、15億5,577万円ほどの収入でございまして、前年度比増減内訳記載のとおりでございまして、受託事業の減1億2,623万円ほどは、湯沢町さんとの広域受託事業収入でございまして、消防庁舎建設分の減が主でございまして、ここでの収入未済額1億2,284万円は、衛生費受託事業収入のものでございまして、新市立病院整備事業の繰越明許分9,800万円ほどでございまして、主でございまして。

第20款市債でございまして、市債61億2,950万円は、前年度に比べまして12億3,550万円の増でありまして、これも提案理由にございました合併振興基金造成のための合併特例債15億3,510万円ほどの皆増が主な要因でございまして、収入未済額15億8,090万円ほどは繰越明許分でございまして、以上が、歳入の概要でございまして。

5頁をお願いいたします。歳出でございまして、歳出も款別に前年度と対比してございまして、左から款、年度、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額比較、支出済額を予算現額で割った執行率となっております。ここも主に支出済額の欄でご説明申し上げます。

まず第1款議会費でございまして、1億8,641万円ほどでございまして、2,910万円ほどの減でございまして、議員年金に係る議員共済会給付費負担金が2,892万円ほど減になっておる

ことによります。

第2款総務費では、前年度に比べまして12億113万円ほどの増でございます。主な要因といたしましては、総務管理費の増11億4,284万円、選挙費7,610万円の増によるところでございます。総務管理費では、職員費で給与が主になりますけれども、1億2,133万円の減、電算対策事業費で9,346万円ほどの減であります。先ほどの合併振興基金積立金が16億1,590万円の皆増となりまして、増の主たる要因となっております。

選挙費は、歳入で申し上げたとおりでございます。統計調査費では、前年度、経済センサス調査がございましたので、今年度126万円ほどの減となっております。翌年度繰越の部分423万円ほどは、電算対策事業費で総合行政システムのシステム改修に係るものでございます。

第3款民生費では、前年度に比べて2億6,614万円の減でございます。主なものといたしましては、社会福祉費で5,037万円ほどの増となっております。社会福祉費のほうでの目別に申しますと、心身障害福祉費の中での自立支援事業費が1億1,683万円ほどの増、老人福祉費では、介護保険への繰出金が3,401万円ほどの増でございますが、舞子園負担金、介護基盤緊急整備等事業、後期高齢者医療対策事業費、これも療養給付費負担金でございますが、合わせて4,943万円ほどの減でございます。

生きがい施設費では、消融雪施設工事費の完了減、老人ホーム魚沼荘の経費では、相談・生活支援業務委託料、それから改築事業費などの皆増を主たる要因としている増でございます。

第5款労働費でございます。前年度に比べて297万円ほどの減でございますが、内容的には大きな額が動いております。地域職業訓練施設整備事業が1億333万円の増でございましたが、ふるさと雇用再生特別基金事業の皆減、それから緊急雇用の基金事業費の減、合わせて1億576万円ほどの減となっていることによるものでございます。

第6款農林水産事業費でございます。1億4,747万円ほど前年度に比較して増となっております。内訳欄記載での農業費では、土地改良事業費、災害復旧工事委託料の皆増などで1億5,705万円ほど増、林業費では、森林整備加速化、造林事業費の減などで、4,236万円ほどの減がございまして、林業費全体では938万円ほどの減となります。林道事業費では、林道開設事業費などの減で、1,273万円ほどの減、治山振興費では、平成23年度の繰越明許分を含みます治山工事費の増4,571万円ほどが、農林水産事業での増減の主たる要因でございます。

第7款商工費でございます。4億61万円ほどの減となりました。道の駅整備に係ります観光交流拠点整備事業それから地場産業振興事業費の減が、それぞれ1億9,272万円、2億354万円の減となっております。4億61万円ほどの減でございます。

第8款土木費でございます。前年度に比べて6,349万円ほどの減でございますが、項別の増減を申しますと、内訳欄に記載のとおり道路橋りょう費で1億7,098万円の減、それから都市計画費では8,661万円ほどの増でございますが、地方特定道路整備事業の部分の減、公



共下水道事業繰出金の増で記載のとおり増減となっております。住宅費では、2,668万円ほどの減であります。市営、市有住宅の改修等工事の減が主な要因でございます。国土調査費では、4,822万円ほどの増でございますが、東日本大震災の関係で平成24年度へ繰り越した分を含む、測量、図面作成業務委託の増によるものでございます。

繰越額12億1,185万円ほどは、国の経済対策、補正予算に係るものを主にいたしまして、道路新設改良事業で7億4,569万円、同じく道路橋りょう維持補修事業で2億755万円、消融雪施設維持管理事業では2億200万円といったものを主とするものでございます。

第9款消防費でございます。前年度に比べまして3億6,923万円ほどの減でございますが、歳入のほうで申し上げました消防庁舎新築事業費の減を主とするものでございます。このほか非常備消防費の870万円の増でございますが、小型動力ポンプやサイレン吹鳴装置整備に係る経費の増が主なものでございます。防災費の減2,768万円は、庁舎脇にございます防災広場整備事業の完了減でございます。翌年度繰越額2,528万円ほどは、jアラート情報配信の自動起動装置整備、それから消防水利でございます耐震性の貯水槽建設工事と国の経済対策、補正予算によるものでございます。

第10款教育費でございます。前年度に比べまして10億1,235万円ほどの増でございます。主なものといたしましては、教育総務費では国際交流及び文化スポーツ基金、それから繰り出しの減、子ども若者育成支援事業費でのニート・ひきこもり対策事業委託の皆増など合わせて631万円ほどの減でございます。

小学校費では、塩沢小学校大規模改造事業の完了減でございます。1億7,900万円ほどの減となっております。中学校費の5,780万円ほどの減は、六日町中学校耐震補強事業費に係る経費の減でございます。特別支援学校費では、学校建設事業費6億646万円の増でございます。

社会教育費では、図書館建設事業費6億5,467万円の増、市民会館の大規模改造完了減で2億438万円、塩沢公民館、大和公民館の改修事業の完了で3,655万円ほどの減、それからトミオカホワイト美術館の運営費に係る部分が、指定管理者制度移行によります皆減で1,239万円の減となったことから、3億9,586万円余りの増となりました。

保健体育費では、大原運動公園の野球場建設による3億1,814万円ほどの増、六日町学校給食センター大規模改修事業完了減9,036万円を主なものといたしまして、2億5,892万円ほどの増でございます。

翌年度繰越額でございます7億9,000万円余りの部分は、大原運動公園、図書館建設事業の継続費逡次繰越、それから城内小学校大規模改造事業の2億3,000万円ほどでございますが、繰越明許費の部分でございます。

めくっていただきまして、最後のページ6ページをお願いいたします。第11款災害復旧費でございます。新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費で、公共施設応急復旧費減額では6億6,766万円ほど、豪雨災害公共施設復旧費では前年度の繰り越し分を主にいたしまして、7億3,730万円余りの増、通常と申しますかの部分の公共土木施設災害復旧費で、3,547万円余りの増

などによりまして、1億1,053万円ほど増額となっております。また、明許及び事故繰越で13億6,487万円ほど繰り越しをさせていただいておるところでございます。

第12款公債費であります。前年度対比が1億1,549万円ほどの減であります。長期債元金償還金で8,992万円ほどの減、長期債利子と一借利子で2,557万円ほどの減でございます。

第13款諸支出金でございます。7,444万円ほど増となりました。歳入でも申し上げました土地の売り払い収入、基幹病院関連用地等で、土地会開発公社から買い戻し部分の増でございます。

第14款予備費であります。充用件数は44件、充用額は5,430万円ほどでございます。不用額につきましては13億5,960万円ほどで、前年度に比べて5億7,000万円強増となっております。主な不用額といたしましては、総務費で主に職員費、電算対策事業費でございます。1億2,500万円ほど、民生費では医療費に係ります国保、介護の繰出金、扶助費で3億8,600万円余り、一番大きな災害復旧費では、新潟・福島豪雨災害がほとんどでございます。5億円弱でございます。今年度が前年度に比べて不用額が増えているのは、この災害復旧費の部分の増が主なものを占めるものでございます。以上が、歳出の概要でございます。

なお、別冊で配付してございます「南魚沼市歳入歳出決算資料」の1ページから主要な成果の概要、113ページ以降には、まだ未定稿でございますが当該年度の決算カード、いわゆる財務諸表の部分を掲載しております。

同じくあわせて配布させていただいております「財産に関する調書」の42、43ページには債権及び基金の状況、44ページから46ページには、介護保険高額サービス費等貸付基金、奨学金貸与基金及び一般旅券発給事務印紙等購買基金の係る運用状況といたしまして、定額運用基金運用状況報告書として掲載してございます。ご覧いただきますようお願い申し上げます。雑駁になりましたが、以上で総括説明を終わらせていただきます。

**○議長** 監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

**○監査委員** それではお手元の資料に基づきましてご報告をさせていただきます。

平成24年度南魚沼市一般会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査報告を行います。第1としまして審査の概要ですが、1審査の対象ということで、(1)平成24年度南魚沼市一般会計歳入歳出決算、(7)の財産に関する調書、(8)の定額運用基金運用状況報告書でございます。審査の期間につきましては平成25年7月16日から平成25年8月16日までとなっております。審査の方法でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書が関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査をいたしました。また、必要に応じ関係職員からの内容聴取等も実施しております。

第2の審査の結果でございます。1総括といたしまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に

作成されていたと認めました。予算の執行に関しても適正なものとして認めました。

2 ページ目をご覧ください。一般会計決算審査意見でございます。(1) としまして決算収支です。本年度一般会計の決算総額は、歳入総額 360 億 1,685 万円、歳出総額 350 億 1,609 万円で、歳入歳出差引額である形式収支は、10 億 76 万円の黒字となっております。この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源である継続費通次繰越額 3,977 万円、繰越明許費繰越額 7,213 万円、及び事故繰越繰越額 2,344 万円を差し引いた実質収支は、8 億 6,541 万円の黒字であり、この実質収支から前年度の実質収支 7 億 2,110 万円を差し引いた単年度収支は、1 億 4,431 万円の黒字でございます。この単年度収支に財政調整基金積立金 561 万円と財政調整基金取崩額 1 億 7,000 万円を加減した実質単年度収支は、2,008 万円の赤字となっております。

次に(2) 歳入でございます。収入済額は 360 億 1,685 万円で、予算現額 403 億 8,993 万円に対する執行率は、89.2%、調定額 414 億 1,735 万円に対する収入率は、87.0%でございます。収入済額は前年度に比べ 9 億 8,849 万円、2.8%の増となっており、市税、市債、繰越金、財産収入の増が主な要因でございます。

本年度の歳入の主な構成割合を見ますと、地方交付税が 30.4%、前年度 32.0%と最も多く、次に市税が 21.2%、前年度 21.5%、市債 17.0%、前年度 14%、国庫支出金 8.2%、前年度 8.6%、県支出金 7.8%、前年度 8.0%、諸収入 4.3%、前年度 4.5%、繰入金 1.7%、前年度 2.3%ほかとなっております。

自主財源比率でございますけれども 33.7%、前年度が 34.2%、依存財源比率は 66.3%、前年度が 65.8%で、市税、財産収入、繰越金などが増加したものの、依存財源である市債の増加により、前年度より自主財源比率は 0.5 ポイント低下しました。

市債の本年度起債高は 61 億 2,950 万円、前年度比 125.2%、償還額は 33 億 1,771 万円で年度末残高は 409 億 4,036 万円となり、前年度末より 28 億 1,179 万円の増となりました。これは合併特例債、災害復旧費、緊急防災・減災事業債などの増が主な要因でございます。

次に財源の根幹となる市税は、76 億 3,391 万円で、調定額に対する収入率は 83.9%、前年度より 1 億 172 万円、1.4%の増となりました。一般会計収入における市税の構成比率は 21.2%で、前年度より 0.3 ポイント低下しました。しかしながら、金額については当初予算額より 3 億 9,223 万円の増となっております。新潟県地方税徴収機構との連携による職員の徴収技術の向上や、コンビニ収納などの納税環境の改善が主因でございます。

市税の収入未済額は市民税 1 億 7,850 万円、固定資産税 11 億 6,907 万円、軽自動車税 983 万円、入湯税 19 万円、都市計画税 4,567 万円、合わせて 14 億 325 万円で調定額の 15.4%であり、前年度より 1 億 6,175 万円の減となっております。金額も大きいですが、引き続き市税の収納確保に努力願いたいと思います。

市税の不納欠損額は 5,672 万円で、前年度より 540 万円の減となっております。不納欠損額の内容については、市民税が 1,137 万円、固定資産税が 4,105 万円、軽自動車税が 44 万円、入湯税が 210 万円、都市計画税 175 万円で、いずれも地方税法の規定に基づくものでやむを

得ないものと認められますけれども、滞納については管理に十分注意して徴収に努めていただきたいと思います。

(3) の歳出でございます。支出済額は 350 億 1,609 万円で、予算現額 403 億 8,993 万円に対する執行率は 86.7%、前年度に比べ 9 億 7,436 万円、2.9%の増となっております。翌年度への繰越額は 40 億 1,415 万円で、その内訳は、継続費繰越額 4 億 8,827 万円、繰越明許費繰越額 26 億 1,392 万円及び事故繰越し繰越額 9 億 1,197 万円でございます。主な内容として継続費繰越額は、図書館の建設事業及び大原運動公園の整備事業の 2 件でございます。繰越明許費繰越額は、国の補正予算による経済対策に関する事業や、災害復旧事業など 30 件でございます。また、事故繰越し繰越額は、新潟・福島豪雨災害復旧関係でございます。

続きまして(4)番の財政状況でございます。財政基盤の強さを示す財政力指数は、1に近いほど財源に余裕があるとされていますが、いろいろと災害等がありまして今年度は 0.440 で前年度より 0.007 ポイント低下しました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 90.8% となり、前年度より 0.1 ポイント上昇しました。しかし、実質公債費比率については、前年度に比べ 1.6 ポイント低下し、17.5%と年々改善されつつあります。

基金については、財政調整基金が 561 万円を積み立て、1 億 7,000 万円を取り崩したことにより、平成 25 年 5 月末現在で 22 億 4,268 万円となり、前年度より 1 億 6,439 万円の減となりました。また、基金全体の平成 25 年 5 月末現在高は、72 億 3,864 万円となっており、前年同期に比べ 10 億 8,944 万円の増となっております。減債基金 2 億円の減、公共下水道建設基金 4,000 万円の減にもかかわらず、合併振興基金 15 億 1,590 万円の増となったことが主因でございます。

最後になりますが、5 番目まとめといたしまして、本年度については昨年度からの課題である豪雨災害からの復旧を第一とし、地域医療体制の整備、防災対策、雇用の確保、財政健全化の推進に取り組んできたところでありますが、各施策ともほぼ計画どおり取り組みが進められ、成果も認められております。特に豪雨災害については、国の激甚災害の指定を受け、国、県との連携のもと早期の復旧に取り組んでいるところであります。また、総合支援学校建設事業、大原運動公園整備事業、図書館建設事業、魚沼基幹病院の建設に伴う市立病院群の再編整備、消防庁舎新築事業等々、大規模事業が完成し、また進行中でございます。いずれも市民の期待が大きい事業であることから、財政状況、経済状況等を踏まえ、着実に事業を進めていただきたいと思います。

4 ページ目でございます。国内経済情勢については円高から円安に振れておりまして、株価の上昇等、景気も穏やかに回復しております。しかしながら、さっきも話しましたように地方での景気回復の実感はまだまだ薄く、実際に景況感が来るのはまだ時間を要するものと推測されます。これは平成 24 年度のときでございますので、今は大分好転しているような雰囲気になってきております。当市においても豪雨災害の復旧、市立病院群の再編整備、雇用問題等、非常に課題も多いものですが、引き続き健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

ております。

なお、概要については8ページ以降、41ページまで内容が書いてありますので、それを見てくださいと思います。以上、審査報告を終わらせていただきます。

○議 長 平成 24 年度南魚沼市一般会計決算全般に対する大綱質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、市税が76億円、これに対しまして人件費が53億円、公債費は38億円という。毎年度お尋ねしておりますけれども、こういう構図は昨年と変わらずでありましたが、今年度の数値これを見まして、どのように総括をなさっているのかなということをお伺いいたします。

それから地方債の残高でありますけれども、28億円ほどの増で409億円となりましたが、災害復旧という特殊な原因があったわけですが、将来世代の負担ということをお考えますと、この数値は非常に重いと思っておりますけれども、この数値をどのように総括をなさっているのか。

そして、当初予算、重点事項として6つの柱を市長は立てて、予算執行に当たったわけがあります。子育て支援・高齢者福祉の充実、教育・文化・スポーツ環境の充実、省エネ・新エネの転換、交通体系の整備、観光振興、最後に財政の健全化と、この6本柱を立てて執行に当たってきたわけがあります。先ほどの監査委員の報告にもありましたけれども、予算執行に対しては適正であったという報告もありましたが、決算の数値を見て、この6本柱の成果をどのように評価をなさっているのかをお聞きしたい。

そして、特に6本柱の中でも財政の健全化という視点で、昨年3月の当初予算に対しては、私は修正案を出しました。財政健全化についての警鐘を鳴らしたわけですが、つまるところ歳入の確保というところを、特に市税の確保でありますけれども、懸念をするところはこの決算を見てないのか。以上4点をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 それぞれの指標につきまして、先ほど監査委員のほうからもご報告ありましたし、私のほうから申し上げている部分であります。財政力指数がちょっと落ちたし、実質公債費比率はもう17.5ということで下がっております。数値をこう見ますと財政構造がやや硬直化しているという部分は否めませんが、これはこの後の部分でも触れますけれども、公債費等の部分については、災害と合併調整基金の積み立てという部分が大きいものでありますので、これらはまたいずれ、そう遅からずに改善をしていけるものだと思っております。全体的にはああいう災害を受けての後の1年でありましたけれども、ある意味順調にいったと私は考えております。

28億円増ということになります。これは今触れましたように、このうちの約16億円は、合併振興基金の積み立てであります。簡単に言いますとあとの部分はほとんどが災害復旧債でありますので、これは後年度負担がほとんどありません。ですから、このことによって、後年度に大きな負担が出てくるということはありません。

6つの指標の中で「やや」と思われるのは、やはり環境部門です。これがまだ実質的にきちんとした部分が出ていなかったわけでありますけれども、カーボン・オフセットもようやく認定いただきましたし、太陽光発電等も今年度からしているということで、この部門を除けば、6つの指標の中での達成度はまずまずだというふうに理解をしております。

財政健全化、これは懸念はということでもあります。いわゆる市債が増えているということのことだと思いますが、これは先ほど申し上げたとおりで特殊な要因でありまして、このことが後年度に大きく影響するということはありませんので、財政健全化につきましても計画どおり進んでいると私は理解をしているところであります。

総じて平成24年度大変な年度ではありましたが、皆さん方のご理解、ご協力のおかげで、想定をやや上回る、特に実質公債費比率、本来ですと平成25年度にという部分がありましたけれども、ちょっと1年早めにこの部分まで達成ができたということでもありますので、本当に喜んでいるところであります。

ただ、気持ちはそういうことで浮かれることなく、なおまだ財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。これからは市債残高をどんどん減らしていく時期に入っていきますので、平成25年度からはそのこともきちんと財政計画に基づいて市債残高を減らしていく、このことを実行してまいりたいと思っております。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 最後4つ目の財政健全化という部分ですけれども、懸念をする部分ということで、市税についても若干触れられるのかなと思いました。控除額が引き下げられて、市民税のほうは比較的景気がよかったというわけではなくて、税収増であったと。しかしながら、固定資産税については評価が徐々に下がっているという中で、市税全体の落ち込みはこれから続くであろうという部分があります。

この数値を見てみますと、そうすると来年度以降でありますけれども、要するに収入の確保となってくる、どういう部分でこれは確保していかなければならないのか。恐らくは経済状況が好転をしていけば、市税も当然増収であろうという部分をお考えであろうと思えますけれども、この決算の数値を見て、来年度以降の収入確保という面で、こういう面が重点的になるのであろうというような感想がありましたらお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 収入面でという部分になりますと、やはり市税が一番でありまして、これの確保といいますか今後また伸ばしていけるという部分につきましては、当然でありますけれども税財源の涵養ということがございます。企業等の立地それからその企業、景気頼みという部分もそれはなくはありません。一般の市民税も含めまして景気がよくなればこれは上がるわけですから、それはそれとして、あとは就労人口の増、いわゆる就労人口といいますか、生産年齢層の増をやはりねらっていかなければならないわけでありまして。その一環として1つは、これは別に我々が働きかけたわけではないのですけれども、ベースボールマガジン社の職員が十数人増えると。こちらに全部住んでいただくわけですから。そういうことを

繰り返しながら、一気にどんということにはまいりませんので、あとはやはりメディカルタウン構想等によります、さっき言いました固定資産税といますか、ここの増を目指していかなければならないと思っております。

一般的な給与関係に係る所得税部門では、これはまさに景気の動向に大きく左右されますので、来年の消費税の値上げという部分がまだ決定はしていませんけれども、待っているわけではありますが、今の状況を見ますと約8兆円、これは3%上げると増えるそうでもありますけれども、そのうち5兆円分ぐらいは、経済対策としてやっていくと、こういう構想も出ております。そうすると実質1%の消費税率の値上げという形に数字上になっていくわけでありますので、緩やかな部分だろうと思っております、値上げについて大きく消費に影響する部分というのは、このまま対策どおりにいきますと、余りそのことによって景気の腰折れがあるということにはどうも考えられないような気がいたします。

しかも、低所得者に対しては、現金給付、還付ですね、こういう形も今きちんとやっていこうということ、政府与党内では想定をしているわけでありますので、そういうことを総合的に考えますと、いつまでということも申し上げませんが、ここしばらくはある意味で税収の増は期待をできると思っておりますので、そういうことに外因に余り左右されないようにということになりますと、やはりここに働いてもらう人、そのもととなります企業の立地、このことにまた力を入れていかなければならないと思っております。

○議 長 大綱質疑をされる方。

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

○議 長 次の本会議は明日9月13日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでございました。

〔午後3時51分〕